

地域福祉推進計画

誰もが
身近な地域で
安心して
いきいきと暮らせる
地域づくり



社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

「地域福祉推進計画」策定にあたって

少子・高齢化の急速な進行や核家族化、低迷する経済情勢、雇用環境の悪化など、市民生活におけるさまざまな課題が指摘されています。社会福祉基礎構造改革により社会福祉諸制度の基本的なあり方が見直され、社会福祉法の改正、介護保険の施行や障害者自立支援法等の施行・改正、障害者総合支援法の施行などが進められています。

介護保険導入後、たくさんのサービス提供事業者が参入し、財源も税方式から、保険方式に変わり、福祉サービスの水準と保険料、負担が連動することになりました。このことは、住民の意識や態度、参画によって福祉の水準が決まる新しい時代になったといえます。

一方で、高齢者や子育て支援、災害時の要援護者対策、障害者の自立支援など福祉ニーズが多様化するなかで、自己努力だけでは対応しきれない問題も顕在化しており、生活圏でのセーフティネット（安全網）の再構築と、地域福祉推進へのさらなる期待が高まっています。

このような中、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として、ボランティア・NPO、社会福祉施設、企業、生協などの様々な機関・団体と協働し地域コミュニティ形成の推進役として更なる役割が求められるとともに、福祉サービス利用援助事業、福祉サービス苦情解決、介護サービス情報の公表などを通して、福祉サービス利用者が地域で自立した生活がおくれるよう体制整備への役割も求められています。

こうした情勢を踏まえ、宮城県社会福祉協議会は、地域福祉の向上をめざすため、取り組むべき事業を見直し、新たに「宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画」を策定いたしました。「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域」をつくるため、県民の皆様、市町村社会福祉協議会、関係機関と一体となって取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたり、ご審議頂きました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 5 月

宮城県社会福祉協議会

会長 三 浦 俊 一

地域福祉推進計画

目次

本計画の構成

I	計画策定の趣旨	2
II	地域福祉をとりまく状況と課題	3
III	本計画の理念と基本方針	5
IV	基本目標と施策の方向性	6
V	施策の方向性ごとの5か年の取り組み (現状と課題、目指すべき方向性)	7
VI	宮城県社会福祉協議会としての重点的取組	42
VII	資料	43

I 計画策定の趣旨

1 地域福祉推進計画 策定の理由

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」とします。）は、地域において顕在化、潜在化している福祉課題を明確にし、きめ細やかな地域福祉活動の展開と課題解決を図る支援体制が必要と考え、平成10年に「県社協発展強化計画」、平成15年に「みやぎボランティア・市民活動推進計画」を策定しました。

さらに、平成16年に「地域福祉推進計画」を策定し、宮城県が策定した福祉分野の総合計画である「みやぎの福祉・夢プラン」（平成9年策定）、「みやぎ保健医療福祉プラン」（平成18年策定）、同じく宮城県が策定した「宮城県地域福祉支援計画」（平成23年度策定）等との整合性を図りながら、新たな機能と役割を明らかにし、地域福祉を総合的・計画的に推進してまいりました。

平成17年には、社会福祉施設の運営など県民に対する直接的な福祉サービスを担ってきた宮城県福祉事業団並び高齢者のいきがづくりを推進してきた宮城いきいき財団と統合し、宮城県における地域福祉の総合的な推進機関としての役割を担うこととなりました。

この間、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化し、県民の福祉に対するニーズも多様化し、県社協が実施する事業等において、福祉サービスの質の向上・充実が求められています。地域福祉の分野においても、社会全般の情勢の変化に即した施策の推進が求められていることから、この度新たな「地域福祉推進計画」を策定いたします。

2 計画期間と進行管理

本計画の推進期間は、5年間（平成25年度から平成29年度）とします。

計画期間中における社会情勢の変化、福祉制度の改正等により、必要が生じた場合計画を見直します。

3 計画策定の体制

県社協では、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」とします。）へのアンケート、各種別協議会へのヒアリングや情報交換会の実施等により本県の地域福祉を取り巻く現状を把握し、本計画に反映させました。また、本計画を策定するために外部委員からなる地域福祉推進計画策定委員会を設置するとともに、職員による地域福祉推進計画策定ワーキンググループを設置し、検討を行いました。

【策定委員会】

学識経験者、社会福祉関係の事業者の代表、社会福祉に関する活動を行っている団体の代表、県職員などから組織される委員により本計画の検討を行いました。

【ワーキンググループ】

県社協が運営する各施設の代表者と県社協事務局内の各部長が推薦する職員によってワーキンググループを設置し、本計画の原案を作成しました。

4 宮城県地域福祉支援計画との関連

宮城県では、平成23年3月に第2期となる「宮城県地域福祉支援計画」を策定しています。

宮城県地域福祉支援計画は、社会福祉法第108条に基づき、広域的な視点から市町村の地域福祉の推進を支援することを目的に策定され、「すべての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を基本理念として掲げ、「小地域福祉活動の展開」と「ネットワークによる活動の促進」を基本目標としています。

県社協では、この宮城県地域福祉支援計画との整合性を図りながら、県社協として地域福祉の推進における役割を明確化するものとして本計画を策定します。

Ⅱ 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉を取り巻く状況

平成12年12月に厚生労働省は「社会的な援護を必要とする社会福祉の在り方に関する検討会」報告書をまとめ、21世紀の我が国の市民社会は大きく変化し、社会福祉もこれまでと質的に異なる展開が迫られることを問題提起しました。

この報告書では、社会的ストレスの増加やアルコール依存、ホームレスや路上死、外国人の排除や摩擦、孤独死・自殺、家庭内の虐待や暴力といった今日の社会問題を取り上げ、これらの問題に共通するのは、福祉制度の充実が図られてきたにもかかわらず社会的に援護を要する人々にそれが届かない、本人の拒否によって支援にいたらない、あるいは既存の制度では対応できないといったことであり、解決が非常に難しいことである、と問題の深刻さを指摘しています。

この背景には、家庭や地域、職場など社会が持っていた自助・共助の役割が希薄化していること、福祉制度が対象者別・縦割りで運営が硬直化し、今ある制度で対応できる問題しか把握できなくなっていること、社会福祉法人が与えられた制度の運営に精いっぱい、新しい福祉ニーズに対応できなくなっていることなどが考えられます。

また、厚生労働省では、平成20年度に「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」による報告の中では、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが必要とされています。この報告において、ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が行政と協働しながら、従来行政が担ってきた活動に加えてきめ細かな活動によって地域の生活課題を解決していくことが地域福祉であり、地域福祉は、「新たな公」を地域に創出するものだとしています。

近年の公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策など、その時のニーズに応じた法制度の整備等により、それぞれの分野ごとに質量とも拡大し内容も充実してきました。

しかし、地域においては、少子・高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加等により家族や地域における相互扶助機能が低下し、地域の連帯感の希薄化も進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加しています。



例えば高齢者世帯のゴミ出しや庭の手入れ、電球交換などの日常においてちょっとした手助けが必要とされるニーズ、ひとり暮らしの認知症高齢者など問題解決能力はもとより福祉サービスの利用そのものを理解していない住民への対応、認知症の高齢者と障害のある子どもがいる家庭など複数の福祉ニーズを抱えている世帯への対応等、多種多様な問題への対応が求められています。

社会環境の変化と厳しい経済雇用情勢等が相まって、失業や生活困窮等による生活の不安感が増大している中で、介護や子育て等に伴うストレスが一因と思われる高齢者や児童への虐待や配偶者からの暴力（DV）による被害が年々増加し、最近では、孤立死や所在不明高齢者の問題が顕在化しています。こうした傾向は、全国的にみられることであり、宮城県においても例外ではありません。

このような世帯が抱える課題は、地域で生活している人々が最初に気づくものであり、また身近でなければ早期発見が難しいものです。

住民一人ひとりが安心して暮らしていくためにも、地域における共助のしくみがとても重要です。

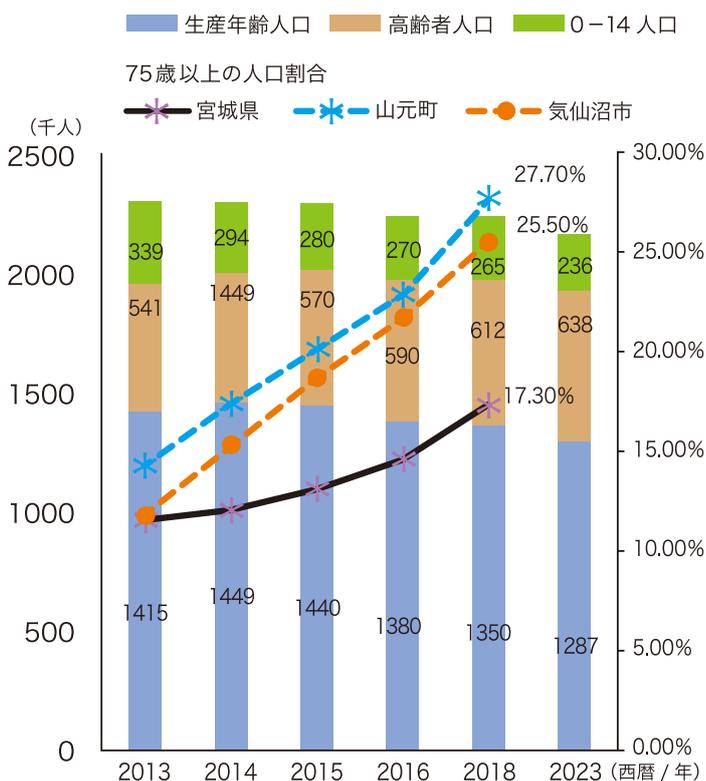
2 東日本大震災による影響

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、地域福祉を進めるための大きな契機となりました。

被災して自宅を失い住環境が大きく変わった人、家族を亡くしたり、家族が離ればなれで暮らすことで家族関係が変化した人、これまで暮らしてきた環境（コミュニティ、仕事、学校など）が大きく変化し生活に支障をきたしている人等への支援については、従来の福祉制度のサービスでは対応できない課題が山積しています。

これまで、親族、近隣住民、友人、民生委員・児童委員、ボランティア等により解決してきた個々の課題についても、被災により地域社会が大きく変化し、共助の機能が弱まったことで解決が難しくなっている場合があります。共助の機能の一日も早い回復が求められています。

グラフ：地域福祉推進計画策定ワーキング資料
「10年後の予測」（平成 24 年 8 月作成）



Ⅲ 計画の理念と基本方針

自助・共助・公助の考えのもと、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現を図るため、社会情勢の変化や県社協中長期経営プラン※1、それに基づくアクション

プラン※2の進捗状況を念頭に置き、県社協の目指とする地域像を理念として設定し、その目標に向かって県社協が行う使命（役割）を基本方針として、以下のとおり定めます。

理念

誰もが身近な地域で安心して
いきいきと暮らせる地域づくり

4つの基本方針

地域住民が支えあう まちづくりの推進

市町村社協の地域福祉活動計画の策定とそれに基づく取り組みを支援するとともに、地域住民全体で支えあう新しい地域コミュニティの構築と交流の場づくり、安心安全な暮らしの確保等、地域づくりを支援します。

地域における福祉サービスの 担い手の支援

ボランティアやNPO等の活動の活性化を図り、福祉・介護サービスに従事する人材の育成をはじめ、福祉に携わる人づくりを支援します。

質の高い福祉サービスを 支える体制の構築

福祉サービスの質の向上と利用者への情報提供を図り、だれもが安心していきいきと暮らせる地域づくりを支援します。

各種団体との ネットワーク強化

関係機関・団体とネットワークを結び、広域的な課題や新たな生活課題等の解決に取り組みます。さらにその取り組みを市町村等に普及します。

※1 県社協中長期経営プラン

地域福祉を推進する役割と、要援護者等を直接的に支援する機能を併せ持つ、全国にも例のない組織の経営理念の達成に向けて、安定的な法人運営を図るため平成22年3月に策定。

※2 アクションプラン

中長期経営プランでの中・小区分（各事業）毎の具体的な行動計画を整理し作成。

Ⅳ 基本目標と施策の方向性

理念と4つの基本方針の実現に向け、
今後5年間で取り組む基本的な目標を6項目に整理し、
それぞれの項目毎に県社協として取り組む施策を定めました。

基本目標	施策の方向性
<p>1 住民主体のまちづくりを進める市町村社協との連携・協働を図り、地域福祉を推進します。</p>	<p>1 地域福祉活動の推進 2 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築 3 東日本大震災に係る復興支援 4 地域活動の推進に係る情報発信</p>
<p>2 多様なボランティア・市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します。</p>	<p>1 多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化 2 地域福祉活動を推進・支援する人材の育成 3 福祉教育の推進</p>
<p>3 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。</p>	<p>1 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施 2 幅広い人材確保の取組みの推進 3 福祉事業者への経営支援の実施</p>
<p>4 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。</p>	<p>1 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化 2 福祉サービス利用の広報啓発・相談 3 権利擁護の推進 4 セーフティネット機能の充実・強化</p>
<p>5 各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動を支援・協働します。</p>	<p>1 各種団体との連携・協働</p>
<p>6 より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します。</p>	<p>1 職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化</p>

V 施策の方向性ごとの 5か年の取り組み

(現状と課題、目指すべき方向性)

【現状と課題】

- 少子高齢化や過疎化の進展、孤立死、自殺、社会的孤立や経済的困窮等の増加など生活課題が深刻化し広がりを見せる中で、今日の地域福祉を取り巻く状況は大変厳しいものとなっています。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした課題を受け止め、その解決に向けた取組みを図ることが強く求められています。

社会福祉法第109条には、社協は地域福祉の推進を図る団体で、地域で社会福祉に関する活動を行う者が参加することと定められています。

- 今日の地域福祉の課題の解決に向けて、市町村社協職員がコミュニティソーシャルワーカー※1として、地域のニーズを把握し、解決に結び付けていくことが大切となりますが、これまで県社協で

はコミュニティソーシャルワーカーの体系的な育成を行ってきておりません。地域のニーズにきめ細やかに対応するためには、地区社会福祉協議会や小地域においてもコミュニティソーシャルワーカー※3の視点を持った人を育成することが必要であり、また地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員やNPO・生活協同組合等との連携も不可欠となります。

- 本県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、地域社会において、災害時に備え、日頃からの「地域コミュニティ」の大切さが改めて認識されはじめ、沿岸部の地域では、復興に向けて地域コミュニティを再構築する取組みが進められており、小地域福祉活動※4等を積極的に進めることが期待されています。

図：「小地域福祉活動の推進組織」について



【目指すべき方向】

- 地域福祉活動の実践には住民参加が不可欠です。地域で福祉活動を担う主役は「住民」であり、共助を実践する地域づくりをより効果的・効率的に進めるためには、地域福祉活動計画※2の策定が必要となります。県内の市町村社協が円滑に地域福祉活動計画を策定できるように、策定委員の派遣や実務担当者の研修会の開催等の支援を行います。
- コミュニティソーシャルワーカーの役割を関係者と検討し、市町村社協や地域にあるNPO・生活協同組合等と連携した職員のスキルアップ、地域

の人材の発掘養成を行います。

- 地域住民や学校の児童・生徒等の地域福祉活動への理解を深めるため、福祉教育の推進を行います。また、地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員のスキルアップのための研修支援を行います。
- 小地域福祉活動を通じた地域コミュニティの形成を支援します。県社協職員も市町村社協とともに事業に関わり、モデル地域の指定などにより、小地域での福祉活動の一層の活性化を目指します。

地域福祉を推進します

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 市町村社協地域福祉活動計画策定の支援	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定研修会の開催 計画策定支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定について役職員の意識を高め、全市町村社協において計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 役職員を対象とした策定に関する研修会（毎年） 策定準備を進めている社協を対象とした実務指導（担当職員対象）（随時） 策定委員派遣（内部職員・外部委員）（※策定後の進行管理支援）（随時）
2 市町村社協の小地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動基盤整備 事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①地域組織化に向けた取り組み ②小地域福祉活動実践発表会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援体制を確立するため、全市町村社協において小地域福祉活動の基盤（地区社協等）を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協等を設置していない社協を対象に小地域福祉活動モデル地区を指定し、段階的に基盤整備（平成25年度より3か年） 既存組織（地区社協等）の活性化のため先駆的事例の研究・発表
3 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）育成	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協及び地区社協コミュニティソーシャルワーカー研修事業の実施 コミュニティソーシャルワーク研修実践発表会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村社協職員のスキルアップを図り、コミュニティソーシャルワークを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> CSWについて勉強会（実践研究会） 平成26年度より順次実施。
4 民生委員・児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員を対象とした階層別研修事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員が現在の活動に必要な社会情勢を把握し小地域福祉活動につなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> 民児協会長研修会、中堅民生委員児童委員研修会、主任児童委員研修会、新任民生児童委員研修会の開催（年4本、宮城県からの受託）

※ 1. コミュニティソーシャルワーク

個人の尊厳の保持を大切に、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会において自立した生活を支援することを目的とした社会福祉法の理念を実現する方法

（出典：中央法規「社会福祉協議会」）

※ 2. コミュニティソーシャルワーカー

地域において、要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行うほか、既存の福祉サービスだけでは対応しきれない課題に対して、新たな解決システムの開発・事業化により解決に取り組む者（略称：CSW）

※ 3. 小地域福祉活動

小地域福祉ネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン活動、食事サービスなどを指し、身近な地域社会で要援護者のニーズを把握し支援を行うこと。

※ 4. 地域福祉活動計画

地域福祉を推進する上では、民間である社協と行政との協働にとどまらず、行政、民間の諸機関・団体、住民、当事者、ボランティアの協働等幅広く公私協働をとらえることが必要である。また、社協の活動は公私協働・分担を背景にして計画的・総合的にすすめる必要がある。

（出典：全社協「新・社会福祉協議会基本要項」平成4年4月）

【現状と課題】

- 地域福祉を推進するためには、市町村社協の基盤強化が不可欠です。県内の、市町村社協は組織規模も様々であり、組織基盤の状況もそれぞれに異なります。基盤強化を進めるために、社協内で人材の資質向上とともに、適正な法人運営が必要となりますが、それを支援する体制が十分に整っているとは言い難い状況です。
- 社協内の人材の資質向上については、市町村合併等により規模が大きくなった社協については独自で研修を実施していますが、単独実施が難しい社協もあり、取組みは一様ではありません。また、現在は、社協職員の研修体系が未整備であり、社協の役割を理解し、時代の変化に柔軟に対応できる社協職員の育成のために、階

層に応じた研修の実施が望まれているところです。

- 法人運営相談や情報提供については、ニーズに対応して実施していますが、市町村社協が抱える課題は様々であるため、引き続き適切な支援が必要となっています。
- 市町村社協の運営にあたっては、個々の社協だけでは対応が難しい課題もあります。課題解決に向けて県社協と市町村社協とのネットワークが重要となります。
- 平成24年に県内社協職員連絡協議会※1は解散しましたが、市町村社協間のネットワークの大切さが改めて認識されました。東日本大震災後、市町村社協・県社協職員間の新たなネットワーク形成や顔の見える関係づくりが求められています。

【目指すべき方向】

- 市町村社協では、市町村合併を機に社協組織や地域割の改編等が図られ、合併前社協が地域性を背景に培ってきた住民福祉活動の形骸化が懸念されます。こうした状況にあっては住民主体の地域福祉推進体制を整備することが重要となります。
推進体制の整備に当たり、県社協では市町村社協との連携を密にし、市町村社協が実施している事業を把握して、ソーシャルワーク※2の視点を持つ的確にアドバイスします。
- また、県内の市町村社協に対し、定期的な各種研修の実施や会議開催等により先進情報を提供し、信頼されるパートナーシップの構築を目指します。

- 市町村社協の適切な組織運営及び事業推進のためには、各々の職員のスキルアップはもとより役員は経営者としての認識を高め、組織を牽引して行く姿勢が求められます。そこで、社協組織の連携の場となる「市町村社協会長会（仮称）」を創設するとともに、職員の階層別連絡会を設置して情報の共有および連携を図ります。さらに県社協と市町村社協で組織する「社協活動実践研究委員会※3」を立ち上げ、事務・事業を研究することにより、社協基盤の強化および職員の資質の向上を目指します。

地域福祉を推進します

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 市町村社協へのソーシャルワークアドバイザー派遣	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協へのアドバイス実施（県社協職員・外部専門職） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協へのソーシャルワークアドバイザー派遣事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員（県社協職員）の訪問 各市町村社協へのソーシャルワークアドバイザーの派遣
2 市町村社協役員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協職員階層別研修事業の実施（基礎、中堅、管理者） 市町村社協役員研修事業の実施・生活相談員研修事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 階層別研修会の実施による役員職員の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 階層別研修のあり方について協議（実践研究委員会） 担階層別研修会の実施
3 法人運営相談、情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> 経営相談の実施①法人運営相談②施設経営相談・福祉情報の提供（ホームページ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び施設運営に関する課題解決に資する相談窓口を設置・全国の先進福祉情報の蓄積（データベース化）と発信 	<ul style="list-style-type: none"> 法人運営・施設経営相談窓口の設置 全国の先進福祉情報の蓄積（データベース化）
4 社協が連携する会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 会長会議、事務局長会議、地域福祉担当者会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 社協間の円滑な関係の構築に向けて階層別の会議を開催 事業の活性化に向けたフォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム等の開催（毎年） 社協職員階層別会議等の開催

※ 1. 県内社協職員連絡協議会

県内の社会福祉協議会活動の充実発展を目指すとともに、社協職員相互の親睦と交流及び調査研究等をおこない社協職員の資質向上を図り、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とし組織。

（宮城県内社会福祉協議会職員連絡協議会会則より）

平成 24 年 9 月解散。

※ 2. ソーシャルワーク

生活に不安を抱えたり困っていたりする人や疎外されている人に対し、総合的かつ包括的な援助を提供すること。

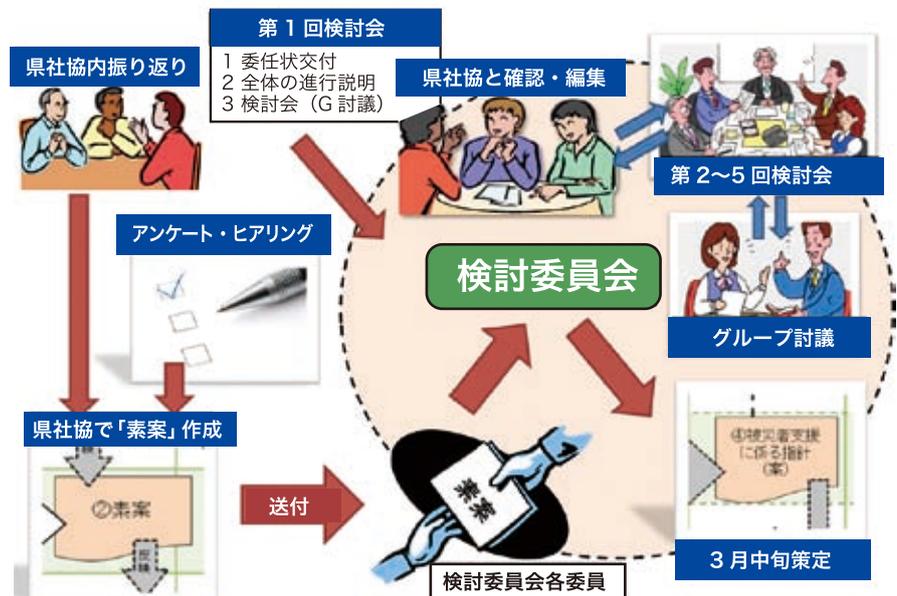
※ 3. 社協活動実践研究会

本県における市町村社会福祉協議会の組織と活動が更に充実されることを目指し、市町村社協が実践する際に参考となる必要な具体的手法を調査研究するため設置。

（宮城県社協 社協活動実践研究委員会設置要綱より）

【現状と課題】

- 平成23年3月11日の東日本大震災は、宮城県の市町村に大きな被害を与え、これまで地域福祉を進めてきた地域・住民のコミュニティの基盤を大きく変えてしまいました。
- 震災直後、宮城県内の市町村社協は、いち早く災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という）を開設・運営し、被災者の生活支援を積極的に担いました。その後、仮設住宅（プレハブ仮設住宅、民間賃貸借上住宅（以下「みなし仮設住宅※1」という）で不自由な生活を送っている方々を訪問し、相談・安否確認等を行うとともに、新しいコミュニティの再生に向けたサロン活動※2等の新しい事業を展開しています。



- 県社協は災害対応を振り返り、評価・反省を踏まえた被災地の地域福祉活動の指針が必要と考え、「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）※3 検討委員会」を立ち上げ、災害時の社会福祉協議会による支援の在り方を検討しています。その中では、生活支援相談員の継続的な配置とスキルアップの必要性や県内社協職員の派遣の仕組み等、様々な課題が確認されており、今後さらに詳細な検討が必要となっています。

【目指すべき方向】

- 被害が大きかった沿岸部の市町村社協の実情に合わせ、県社協職員の派遣や、復興支援計画等の策定支援を行います。また、現状確認と今後の方向性の共有を図るため、情報交換会を密に行います。
- 災害VCの運営の手引きの作成、社協間での職員派遣の調整、被災者支援に関わる情報発信、NPOとの連携等の具体案を社協活動実践研究委員会で検討し、次に起こりうる災害に備えるとともに、「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）検討委員会」の成果等を関係機関に

発信します。

- 沿岸部の市町村社協における小地域福祉活動基盤整備事業(仮称)の実施等により、コミュニティの再構築等を支援します。また、みなし仮設住宅入居者が孤立しないよう、全県的にサロン活動を推進するほか、地域住民のニーズに対応できるコミュニティソーシャルワーカーを育成します。
- 「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」について、市町村社協を中心に全県的な普及・啓発を進めます。

地域福祉を推進します

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 被災地の社会福祉協議会の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協への個別支援の実施 地域福祉活動計画・復興計画の策定支援 訪問や事業協働による継続支援 被災地の市町村社協連絡会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地社協の実情に合わせた復興支援員の派遣や復興支援計画の策定と実践 被災地の市町村社協の現状確認と方向性の共有を目的とした連絡会議等の開催と活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 復興支援員の配置 生活支援相談員、復興コーディネーターの配置の支援 復興支援計画策定のための実務支援 同 策定委員 同 策定後の進行管理の支援
2 災害ボランティアセンター運営の検証と手引きの作成	<ul style="list-style-type: none"> 震災時の災害 VC 運営について検証（実践研究会） 災害 VC の手引きの見直し 県内社協職員を派遣する仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災での災害 VC の運営等の検証（実践研究会）の成果の情報発信 災害 VC 運営の手引きの改訂 県内社協職員の派遣の仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 災害 VC の運営等の検証 災害 VC 運営についての検証（実践研究会） 災害 VC の手引きの作成 県内社協職員の派遣の仕組みの構築 実践研究会の成果の情報発信
3 地域コミュニティの再生	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の市町村社協における小地域福祉活動基盤整備事業の実施 みなし仮設入居者の孤立予防のためサロン活動の推進を支援 コミュニティソーシャルワーク研修会の開催（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の各地域において小地域福祉活動を展開 各地域において住民主体のサロン活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動基盤整備事業の実施 サロン活動の推進を継続支援
4 宮城県全体での情報共有・発信	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定・普及 上記ガイドライン及び災害 VC 運営の手引き等の普及を通じて、災害時の社協のあり方についての検討を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定 上記ガイドラインの普及 災害時の社協のあり方についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定及び普及 市町村社協における災害時の社協のあり方についての検討

※ 1. みなし仮設住宅

みなし仮設住宅では、民間の賃貸住宅を被災者に対する仮設住宅として使用するもので、住居の家賃や敷金・礼金・仲介手数料などが国庫負担の対象とされる。適用期間は原則2年間。既存の住宅の空室を利用するため、プレハブを設置するよりもコストが低くて済む。また、住み心地もプレハブに比べれば快適である場合が多いという。（出典：新語時事用語辞典）

みなし仮設住宅の課題として、行政がみなし仮設住宅に入居する被災者を把握し、支援を行き渡らせることが難しいという点や被災者同士が接触する機会が少なく、不安や孤独などに陥ることも懸念されている。

※ 2. サロン活動

地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。

※ 3. 被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）

県社協・市町村社協の被災者（地）支援（災害 VC の運営、被災者支援事業の運営、地域福祉事業の再開等の業務）を評価・反省し、災害に備えて社協にどのような対応・仕組みが必要か提案する指針。

住民主体のまちづくりを進める市町村社協との連携・協働を図り、

施策の方向性

4

地域福祉の推進に係る情報発信

【現状と課題】

- 県社協では、県社協広報誌「福祉みやぎ」、宮城県福祉人材センター広報誌「はーとふる」、高齢者向け広報誌「いきいきライフみやぎ」を発行しています。
- また、平成17年度に三団体が統合した当時より、ホームページにて研修会や福祉情報等を幅広く発信をしています。
- 東日本大震災以降は、県災害VCホームページを関係機関の協力をいただき開設し、情報提供を行っています。

【目指すべき方向】

- 県社協は宮城県の地域福祉の推進を担う広域的組織であることから、福祉に関する情報を今後も継続して発行することが求められています。
- 「福祉みやぎ」、「はーとふる」、「いきいきライフみやぎ」の内容を充実させるため、タイムリーな情報発信に向けた情報収集体制を整備します。
- 既存のホームページの内容を充実させるとともに、マスコミなどのメディアを活用し、福祉やボランティアに関する情報を積極的に提供します。
- 宮城県社会福祉大会や各種シンポジウム、フォーラムの開催を通じ、地域福祉の推進に向けた情報を発信します。



地域福祉を推進します

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 福祉情報の発信と 社会福祉に関する 理念の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 広報紙「福祉みやぎ」「ハートフル」「いきいきライフみやぎ」の発行 • 社協フォーラム、災害ボランティアシンポジウムの開催 • ホームページの充実 	<ul style="list-style-type: none"> • 各種広報誌の発行 宮城県社会福祉大会等の開催（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉みやぎ発行 14,500部×6回 奇数月発行 • 福祉大会（59回～63回）の開催 • 各市町村社協へのソーシャルワークアドバイザーの派遣



【現状と課題】

- 社会参加意識や市民活動の高まりを反映し、ボランティア・市民活動の必要性が改めて見直されています。社協は地域福祉の推進を行う組織として、地域のボランティアや市民活動の支援に長年にわたり取り組んできました。

以前は、住民の福祉活動やボランティア活動は「制度を補完し専門職集団につなぐこと」と位置づけられていましたが、現在は制度が担えない部分に対して、固有の役割を担う自発的な活動が生まれています。東日本大震災後、行政では十分に対応しきれないことも多く、被災者の個別課題に対して市町村社協と協働でボランティアの育成を一層進めていく必要があります。

- 社協は地域福祉の推進をけん引してきました。その活動の一環としてボランティア・市民活動

支援に早い時期から取り組んできました。その結果、ボランティアセンターの機能は35市町村社協すべてが有しています。

しかし、ボランティア・市民活動が多様な分野に広がり、公設民営の市民活動センター等の中間支援組織※1が設立されることにしたが、社協のボランティアセンターの位置づけが従来に比べ不明確となっています。

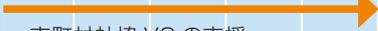
- また、ボランティア・市民活動の実践者の高齢化が進み、次世代が育っていないという課題を多くの地域が抱えています。社協によるボランティア活動の支援としては、資金調達や人材育成、中間支援組織との連携までを含めた統合的で継続的な取り組みが必要です。

【目指すべき方向】

- 全国社会福祉協議会（全国ボランティア活動振興センター）では、社協における第3次ボランティア・市民活動5か年プラン※2を示し、社協ボランティアセンターの使命を①住民参加・協働をすすめる、②福祉的な視点の共有化をすすめる、③多様なボランティア・市民活動の活性化を支援する社会的な環境整備をすすめる、としてボランティア市民活動を推進してきました。県社協では、このプランを継承し各市町村社のボランティアセンターが使命を果せるよう、担当者会議を開き、実践者同士の情報交換を行います。

- NPO法人や中間支援組織との連携や協働を進め、情報交換会や連絡会を開催します。
- 災害ボランティアに関する理解を一層図るため、災害ボランティアシンポジウムの開催や災害VCスタッフ養成研修等の各種事業を展開するほか、災害時におけるボランティア活動のあり方について、実践研究委員会を組織し、具体的方向性を検討します。
- 企業が社会貢献の一貫として寄付文化を醸成し、ボランティア・市民活動の実践者を支援するよう啓発します。

よう支援します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 市町村社協 VC 機能の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協 VC の支援（情報提供等） ボランティア担当者会議、地域福祉担当者会議の開催 ボランティア市民活動振興基金による助成等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供等による市町村社協 VC の継続支援 市町村社協 VC 機能の活性化 	 <ul style="list-style-type: none"> 市町村社協 VC の支援 担当者会議などの開催 ボランティア市民活動振興基金による助成等
2 ボランティア団体・中間支援組織等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体・中間組織等への情報誌送付 中間支援組織との連絡会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等への情報誌の送付 中間支援組織との連絡会の開催 	 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等への情報誌の送付 中間支援組織との連絡会の開催
3 災害ボランティアに係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア体制整備事業の実施 震災時の災害 VC 運営の検証（再掲） 災害 VC の手引きの作成（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア体制整備事業の実施 東日本大震災での災害 VC 運営等の検証（再掲） 災害 VC の手引きの作成（再掲） 	 <ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア体制整備事業の継続実施 実践研究会の実施
4 「みやぎボランティア総合センター」運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> みやぎボランティア総合センター運営委員会の開催 各種相談業務等の実施 ボランティア活動保険の促進 	<ul style="list-style-type: none"> みやぎボランティア総合センターの継続運営を通じ、ボランティア市民活動の活性化を図る みやぎボランティア総合センターに係る各種事業の継続実施 	 <ul style="list-style-type: none"> みやぎボランティア総合センターに係る各種事業の継続実施

※ 1. 中間支援組織

市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織。

※ 2. 社協における第3次ボランティア・市民活動5か年プラン

社協として取り組むべき社会的な課題や取り組みの方向性、具体的なプログラムを示した第2次プランを継承しつつ、今日的な社会状況、ボランティア・市民活動の動向を加味した上で、社協ボランティアセンターの立ち位置を明確化した計画。5年間（平成20年度～24年度）の目標設定を行っている。

【現状と課題】

- 宮城県の調査によると平成24年3月末現在で、県内の65歳以上の高齢者人口は51万7925人となっており、総人口が減少しているのに対し、高齢者人口は増加傾向にあることから、高齢化率は一層上昇傾向となっています。県内の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は22.5%（グラフ参照）となっています。
- 多様化する生活の中で、住民が主体となり、新たな課題の解決に向けて実践的に取り組む市民活動に参画する人が確実に増えています。
- 地域の誰もが安心していきいきと暮らすため

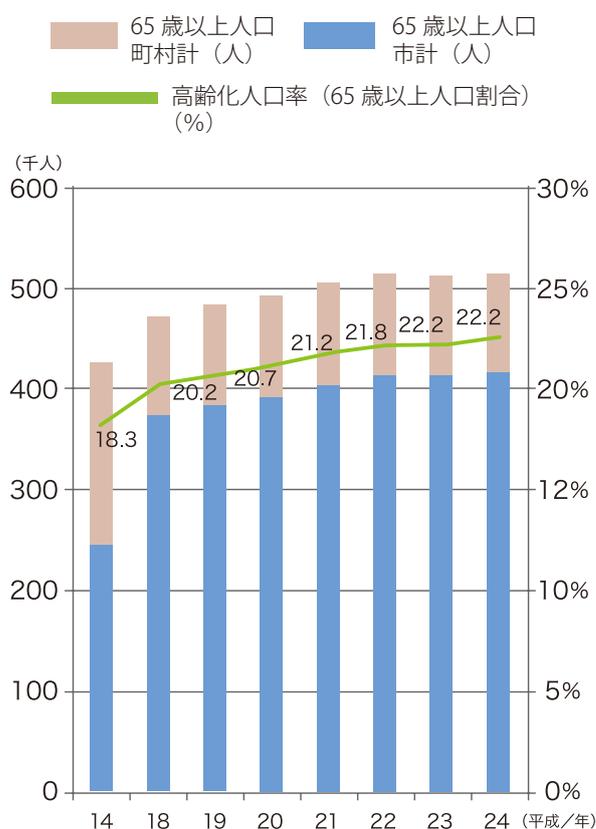
【目指すべき方向】

- ボランティアを求めている個人や施設・団体と、ボランティア活動を希望する人やグループをつなぎ、調整することを通じて、ボランティア活動を支援する「ボランティアコーディネーター※1」を育成します。
- 社協や福祉施設、NPO等におけるボランティアコーディネートの形態や方法は、それぞれの活動分野ごとに様々であり、また必要とされる視点も異なることから、地域福祉活動推進者を育成し、活動の広がりを目指します。
- **地域福祉活動推進者※2**の掘り起こしに努めるとともに、「宮城いきいき学園」等の充実により、高齢者の生涯学習の場及び活動の機会づくりを推進します。誰にとっても住みよい地域社会づくりとして、地域で生活している元気高齢者の方々に、地域に起こっている生活課題・福祉課題を知ってもらうための講座等を開設し、元気高齢者の社会参画を推進します
- シルバースポーツ振興事業（ねりんピック）や宮城シニア美術展等の芸術分野事業を実施し、高齢者の活動を継続的に推進していきます。

には、行政施策だけでは十分ではなく、みんなで支えあうことが極めて大切であり、そのためにはボランティアなど、地域福祉を推進する人材の育成が必要です。

- 本県においては、東日本大震災を契機に、地域での支え合いの必要性を多くの方々が認識しており、多様な支えあいの実践者が地域で活動しています。今後はその活動の裾野を着実に広げていくとともに、高齢化の進展に対応して、高齢者も地域を支える一員として様々な活動に参加するよう促進することが求められています。

グラフ：宮城県の65歳以上人口と高齢化率
（宮城県 高齢者人口調査結果より）



よう支援します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5 年間の取り組み
1. 地域福祉活動推進者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動推進者育成研修の実施 地域福祉活動推進者スキルアップ研修の実施 地域指定福祉教育推進事業の推進（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動推進者育成研修受講者数：年間 100 名 地域福祉活動推進者スキルアップ研修受講者数：年間 30 人（H27～） 	
2. ボランティアコーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーターの育成及びスキルアップ研修の実施 ①研修の体系化を図る ②スーパーバイザーの育成 ③実践発表会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーターの育成及びスキルアップ研修受講者数：年間 30 名 スーパーバイザーの育成：年間 10 名 実践発表会の開催 	
3. ボランティア活動推進のための調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの課題や情報を共有するための会議の開催 ボランティア活動推進マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンター活性化に関する会議の継続開催 ボランティア活動推進マニュアルの作成 	
4. 地域福祉推進者間の連携・協働を推進	<ul style="list-style-type: none"> 社協フォーラム、災害ボランティアシンポジウム等の開催（再掲） 上記において実践事例を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 社協フォーラム、災害ボランティアシンポジウム等の開催（再掲） 上記において実践事例を発表 	
5. 元気高齢者への社会参加を支援	<ul style="list-style-type: none"> 宮城いきいき学園の運営 地域活動支援事業の実施 シルバースポーツ振興事業補助金の交付いきいきライフみやぎの発行（再掲） いきいき SUN クラブ運営事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城いきいき学園入学（卒業）者数：200 名 地域活動支援事業の実施 シルバースポーツ振興事業補助金の交付 いきいき SUN クラブ運営事業の継続実施 	

※ 1. ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、ボランティア・市民活動センターなどの仲介支援組織、社会福祉施設や NPO 等ボランティアの受け入れ組織等において、ボランティアやグループへの支援やボランティアとサービスを受ける人をつなぐ役割を担う者。（出典：全社協 社会福祉学習双書「地域福祉論」）

※ 2. 地域福祉活動推進者

何らかの支援を必要とする人たちの見守り、声かけ、手助け等の助け合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、住民参加型のホームヘルプサービスや配食サービス、移送サービス等の在宅福祉サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉を推進する者。

【現状と課題】

- これまでの福祉教育は「学校を中心としたハンディキャップ体験学習」としての印象がありましたが、社協では「子どもも大人も含めた福祉教育事業」と「福祉教育的機能を有する事業」として整理されてきました。
- 平成17年度に全社協から出された「社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会」の報告を受け、県社協では、従来の学校での福祉教育の展開のほかに、地域住民全体を視野に入れた福祉、防災、減災教育を地域福祉推進につながるものとしてとらえ、実践してきました。

東日本大震災以降、安心して暮らせる地域づくりのためには、「防災教育」を切り口としたこれからの福祉教育を改めて検討していくことが必要であると考えています。

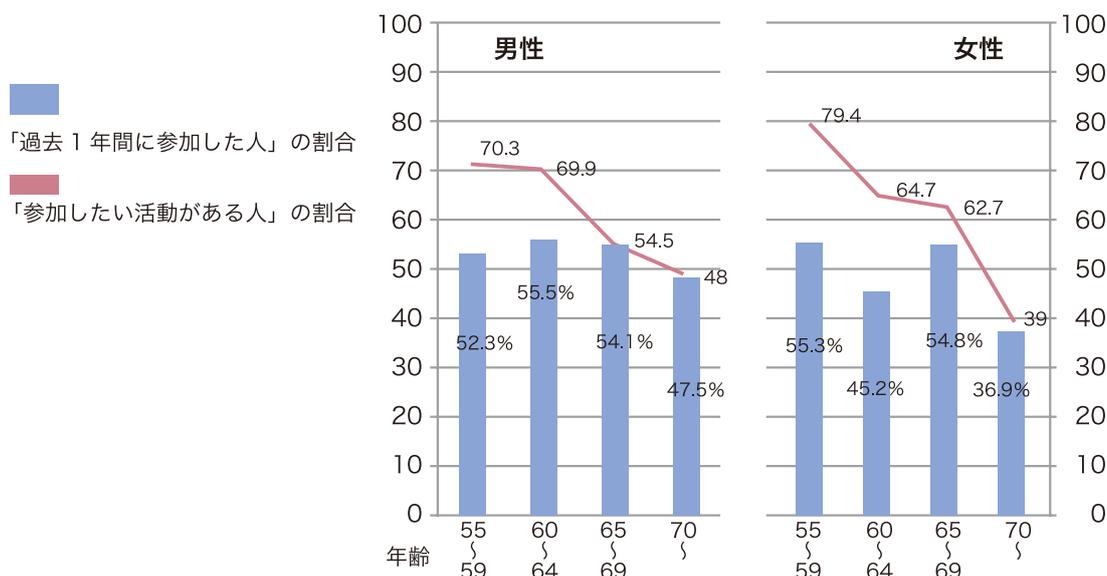
- 福祉教育は、従来社協が中心となって進めてきた協力校事業、福祉講座、子ども・青年に向けた福祉・ボランティア体験学習だけではなく、誰にとっても住みよい地域社会づくりに着目し、在宅福祉活動や小地域福祉活動に反映させるよう推進し、ノーマライゼーションの具現化を図る必要があります。

【目指すべき方向】

- 誰もが安心して暮らせる地域社会を構築し、住民の社会福祉問題への関心と理解を深めることを目的に地域指定福祉教育推進事業※1を市町村社協とともに実践します。また実践事例と成果を今後の福祉教育に活かしていきます。

グラフ：地域活動・ボランティア活動の参加状況と参加希望

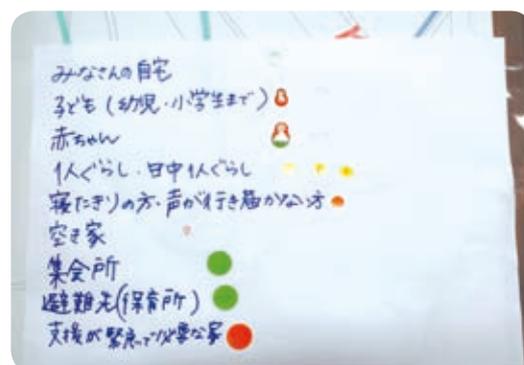
(内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査(平成23年)」を基に県社協で作成)



推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 地域住民に対する 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉教育研修会の開催 ②学校を指定しての福祉教育意識への高揚 地域指定福祉教育推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育研修会等の実施より、ボランティア活動や市民活動推進者の育成を図る 地域の福祉問題・課題を地域の大人から子どもまでが共有し、その解決に向けて協働 	 <ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の推進 教職員を対象とした福祉教育に関する研修会 福祉教育校指定による児童・生徒の福祉体験学習会

※ 1. 地域指定福祉教育推進事業

市町村社協が中心となり、福祉と教育を通じて子どもと地域住民が日常にかかわることのできる場を作り、様々な活動を通じて子どもと大人がともに学び合い、自分が生まれ育った地域に根付いた「福祉のまちづくり」を目指す。(宮城県社協 地域指定福祉教育推進事業実施要綱より)



3 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者

施策の方向性

1

福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

【現状と課題】

○ 福祉・介護サービスに対するニーズは急速に拡大するとともに、多様化、高度化しています。一方で福祉・介護サービスに従事する人材の確保は、サービスの質の維持・向上を図る上で喫緊の課題となっています。

○ 福祉施設・事業所等の従事者は正規・非正規を問わず、福祉サービスの担い手として重要な役割を果たしていることから、**階層別研修**※1等により人材をきめ細やかに育成していくことが求められています。

【目指すべき方向】

○ 県内の福祉・介護サービス従事者の水準を高め、どの地域、どの事業所でも質の高いサービスが提供できることを目指します。

○ 県内の社会福祉法人や福祉関係機関の研修については、広域的な観点から県社協が計画的、体系的かつ効果的な手法により展開方法を探りながら継続して実施していく役割を担っています。社会福祉事業に従事する者を対象に資格取得に関する専門研修や従事者研修等を行い、子ども・高齢者・障害者の各分野に精通した専門性の高い福祉人材の育成に努め、宮城県の福祉サービスの一層の向上を図ります。研修の受講者が習得した内容を各職場において利用者にフィードバックすることが地域福祉の推進につながるものと期待されます。

○ 他機関でも各種研修が行われていることから、効率的に必要な研修を受講できるよう関係機関との連携を図りながらよりよい研修体系を構築します。

県内の福祉施設及び福祉・介護サービスに従事する者のキャリアアップが図られるように、福祉施設等における人材育成システムの構築を支援します。また福祉・介護サービスの従事者が、経験を積みスキルを習得しながら自己の能力を高め、将来の目的やキャリアアッププランを具体化、明確化できるようにバックアップしていきます。国家資格を有するなど高い専門性を持つ従事者については、そのレベルを維持し、安定した福祉サービスを提供することを目指します。

グラフ：介護支援専門員実務者研修受講試験の推移



の確保・育成を推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 社会福祉情勢を反映したテーマによる研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢を反映したテーマによる研修の企画及び実施 【例】 ①クレーム対応研修 ②チーム力向上研修 ③福祉レクリエーション研修 ④発表力向上（プレゼンテーション）研修 	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施により、専門性の高い福祉人材の育成を図る。宮城県とも連携し、人材育成を通じ福祉サービスの向上を目指す。 	 <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢を反映したテーマによる研修の実施（平成25年度に研修体系の見直しを行う）
2 社会福祉従事者向け研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉従事者研修の実施 ①社会福祉関係職員研修 ②社会福祉関係行政職員研修 ③社会福祉施設職員研修 第三者サービス評価の関係研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉従事者研修の実施 ①社会福祉関係職員研修 ②社会福祉関係行政職員研修 ③社会福祉施設職員研修 第三者サービス評価の関係研修の実施 	 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉従事者研修の実施 第三者サービス評価関係研修の実施
3 資格取得等のための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員関係職員研修の実施 ①介護支援専門員実務研修受講試験 ②介護支援専門員実務研修 ③介護支援専門員専門研修Ⅰ・Ⅱ 障害者相談支援従事者研修の実施 サービス管理責任者養成研修の実施（共通、分野別） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員関係職員研修の実施 障害者相談支援従事者研修の実施 サービス管理責任者養成研修の実施（共通、分野別） 	 <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員関係職員研修の実施 障害者相談支援従事者研修の実施 サービス管理責任者養成研修の実施

※ 1. 階層別研修

職位や人事制度上の等級など、組織上の階層ごとに実施される研修。階層ごとに期待される役割を自覚すること、その役割遂行に必要な能力を習得することが主な目的。

【現状と課題】

- 県社協では宮城県福祉人材センター※1の運営を通し、質の高い福祉人材の確保、福祉分野への就業援助及び社会福祉事業経営者に対する支援を行っています。
- 県民の福祉・介護サービスに対するニーズの質的变化と、量的拡大の中、質の高い福祉人材の安定的な確保が課題となっています。福祉・介護サービス従事者における若者の割合は少なく、50歳を超えてからの転職先や定年退職後の再就職先として福祉の仕事我希望する人が増えています。人手は不足していても、未経験者をすぐに福祉の現場に従事させることには問題が多く、人材確保は難しい状況と言えます。
- 人手不足の背景には、フリーター、ニートの

増加、仕事よりも自分の生活スタイルを重視する等、社会的な要因も考えられますが、『福祉の仕事に対するマイナスイメージ』や、『やりがいよりも辛さばかりが浮き彫りになる』等が、社会的メッセージとして伝わっています。

- 人手不足のため現任者へのしわ寄せが大きく、「業務の負担が大きい割に、満足のいく処遇ではない」との理由から福祉・介護サービスの仕事が敬遠されるという傾向もあります。より条件の良い他の事業所や福祉以外の他分野へ、貴重な人材が流出し、離職率も高く、介護福祉士等の資格を有しながらも福祉・介護サービスを提供する職場で働いていない人が多くいる等の課題もあります。

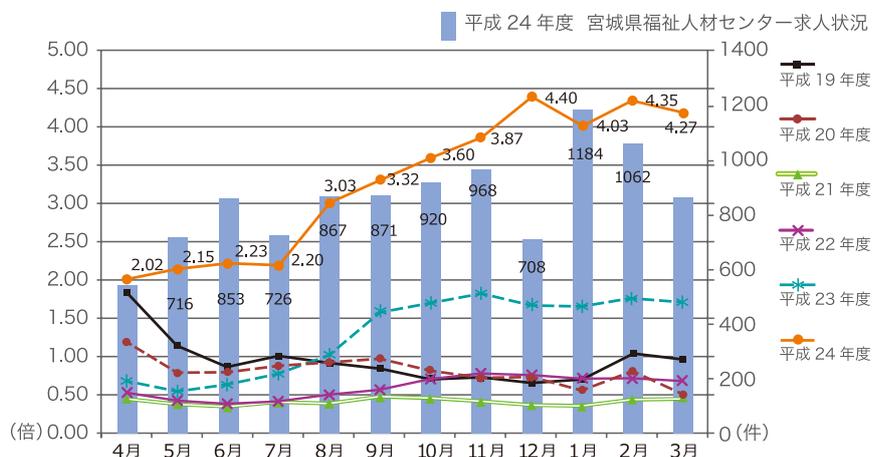
【目指すべき方向】

- 社会福祉を取り巻く環境の変化に対応し、県民の福祉・介護サービスに対するニーズを把握しながら良質のサービスを提供するには、高い専門性を備えた福祉人材の確保や養成が必要になります。このため、福祉の職場説明会や研修会の開催等の取り組みを行います。また、小・中学生や高校生を対象とする福祉教育を通し、福祉が日常生活の中で身近な存在となるような取り組みが重要となってきます。
- 県民に福祉について、またその従事内容について一層理解していただき、やりがいや充実感を得られる仕事であることの認識を高めてもらうために、さらなるPR活動を展開し、福祉のイメージアップを図ります。
- 資格を有していながら、結婚、子育て等の理由で福祉・介護の現場から離れる女性は多く、再び福祉・介護分野でその能力を発揮し

てもらうため、潜在有資格者※2等の掘り起しを実施します。

- 正職員としての採用を希望する求職者側と、契約職員もしくは臨時職員としてのスタートを望む求人側とのニーズのミスマッチを軽減し、福祉・介護サービスに従事することを希望する多くの求職者ができるだけ希望に沿う形で入職できるように、宮城県福祉人材センターにおいて丁寧な相談対応、きめ細やかな情報提供などを行っていきます。

求人相談件数と有効求人倍率（グラフ：宮城県福祉人材センターまとめ）



の確保・育成を推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5 力年の取り組み
1 福祉人材センター の運営による幅広 い人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材無料職業紹介事業の実施 広報啓発に関する事業の実施 関係団体との連携 福祉の職場への障害者雇用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材無料職業紹介事業の実施 就職面談会・研修会等の実施 広報啓発に関する事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材無料職業紹介事業の継続実施
2 福祉・介護人材の マッチング支援に よる人材確保と定 着支援	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域での就職面談会の開催 福祉・介護人材マッチング支援事業の実施 ハローワークでの出張相談 採用後の職員へのフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域での就職面談会の開催 福祉・介護人材マッチング支援事業の実施 潜在有資格者等掘り起し 事業所訪問 ハローワークでの出張相談 採用後の職員へのフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 就職面談会等マッチングに係る事業・定着支援の継続実施

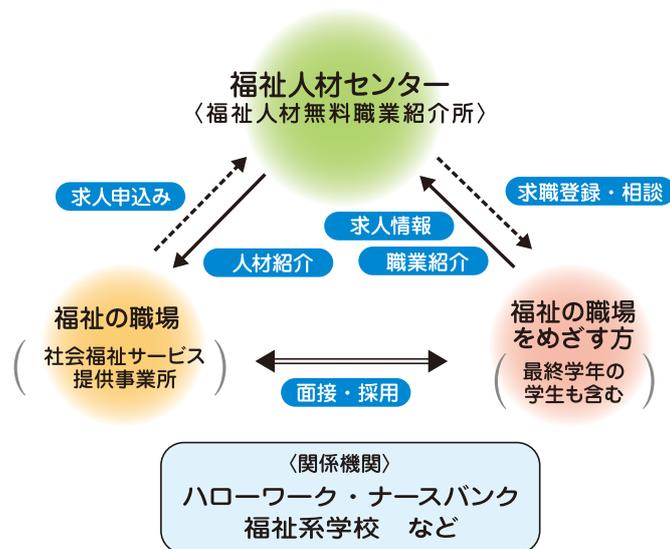
※ 1. 宮城県福祉人材センター

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」社会福祉施設・事業所と「福祉分野に就職したい」求職者との橋渡し役を行う「福祉人材無料職業紹介事業」を実施している。

また、福祉分野への就職希望者には求職登録の受け付け、求人情報の提供を行い、希望に添う求人があれば、センターを通じて求人側との連絡・調整をし、紹介状の発行及び面接日の設定等を行う。

※ 2. 潜在有資格者

介護福祉士等の資格を有していながら福祉・介護分野に就職していない方々。過去に資格を生かして働いた経験があるものの、現在はその仕事から離れている人。



【現状と課題】

- 社会福祉法第110条には、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である都道府県社協が行う事業の一つとして、「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」が掲げられています。
- 複雑かつ多様化している福祉・介護サービスに対するニーズや関連制度の新たな動向に対応し、健全で安定した経営基盤を確立すべく、弁護士等の専門家の協力が得られる体制を整備する社会福祉法人は増えているものの、小規模な事業所などでは、相談できる機関が身近に揃っていないとは言えません。そこで県社協では、平成9年度から弁護士・公認会計士・社会保険労務士の専門相談員等による社会福祉施設経営相談事業を継続的に実施しています。
- また、福祉・介護サービスの質の向上のために、社会福祉法人等の提供するサービスを事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価^{※1}」が推進されています。県社協も、平成18年度に評価機関として認証され、事業者に対する評価を実施しています。受審した事業者からはその効果について一定の評価を得ているものの、受審は任意であり、経費や職員の労力がかかることなどの理由から、県内の受審数は伸び悩んでいます。
- 一方、社会的養護^{※2}関係施設においては、平成24年度からは3年に1回以上の受審が義務づけられ、今後適切な評価の実施が求められています。

【目指すべき方向】

- 社会福祉施設経営相談事業については、県内の社会福祉事業者に対する相談先の一つとして周知・活用されるよう、専門相談員の派遣などを継続的に実施します。また、宮城県社会福祉施設経営者協議会との連携により、社会福祉法人等の現状と課題やニーズの把握に努め、社会福祉の新しい情勢に沿った研修会の企画や情報提供を行い、社会福祉事業者の経営を支援します。
- 「福祉サービス第三者評価」については、社会的養護関係施設の評価機関として事業展開をするとともに、受審効果の広報等を通して県内全体へ当該事業の普及啓発を一層図り、宮城県全体の社会福祉施設の福祉・介護サービスの質の向上を促します。

の確保・育成を推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 施設経営相談事業 による事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> 経営相談窓口の利用促進 専門家の紹介（弁護士・税理士） 経営に係る各種研修の実施 宮城県社会福祉施設経営者協議会と連携した研究会の開催 県社協運営施設からのノウハウ等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設経営相談事業の実施 専門家の紹介 経営に係る各種研修の実施 経営協と連携した研究会の開催 県社協運営施設からのノウハウ等の提供 	 <ul style="list-style-type: none"> 相談事業の継続実施・施設運営のノウハウ等の提供研修・研究会の実施
2 福祉サービス第三者評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉サービス第三者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価の実施 県社協法人全体での事業者支援の強化 	 <ul style="list-style-type: none"> 就福祉サービス第三者評価の実施
3 宮城県福祉人材センターによる事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材無料職業紹介事業の実施（再掲） 福祉分野の就職面談会の実施（再掲） 福祉・介護人材マッチング支援事業※3の実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保 環境整備による側面的支援の実施 	 <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材無料職業紹介事業等の継続実施

※ 1. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業は、事業者でも利用者でもない第三者性を有する評価機関が福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を客観的に評価し、その結果を一般に公表することで、「福祉サービスの質の向上」と「利用者の福祉サービスの選択の支援」を図ることを目的とした事業。（社会福祉法第78条：「福祉サービスの質の向上のための措置等」）

※ 2. 社会的養護

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

（厚生労働省HPより）

社会的養護関係施設における第三者評価の実施については、平成24年度より受審及びその結果の公表が義務づけられ、対象施設は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設。

※ 3. 事業者と求職者のマッチング

福祉・介護人材マッチング機能強化事業 = 福祉・介護人材の緊急的な確保を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領に基づき宮城県が実施する事業。施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を宮城県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

【現状と課題】

- 県社協が運営する施設及び事業所等では、震災後、被災地における福祉的サポートが必要な高齢者・障害児(者)の相談支援やレクリエーション講師の派遣等を通して、支援先のニーズに合わせた自立支援・生活支援に努めています。
- 県社協では、施設及び事業所等が一体的に高齢者・障害児(者)の地域生活支援等に取り組むため、**地域福祉サービスセンター***1を県内6カ所に設置し、地域に密着した在宅福祉サービスの提供や、在宅障害者等の日中活動の充実や通所介護事業の拡充を図っています。

【目指すべき方向】

- 地域における多様な生活課題に応えるために、地域福祉サービスセンターを、住民に開放し、住民の立場から、住民と行政、専門機関の間をつなぎ良好な関係を構築するための地域福祉コーディネーターをモデル的に地域福祉センターに配置します。このことによりソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ地域を総合的に支援する仕組みづくりや地域福祉にかかわる理解の浸透を図ります。
- 地域住民の個別的・具体的な生活・福祉課題

県社協は、各種の公的福祉サービスを積極的に受託し、それらを民間の立場から柔軟に運営していますが、これまでは地域福祉サービスセンターが地域の市町村社協等との関係機関と協働で新たな住民参加型サービスの開発・推進等行っていませんでした。

- 県社協には、公共性の高い団体としてセーフティネットの一翼を担い、制度の狭間をうめるサービスにも積極的に取り組み、新しい公的制度を創出していく役割を果たすことが求められています。

を受けとめ、公的サービスでは十分に対応しきれない多様なニーズに応じられるよう、市町村社協と協働しながら総合的な福祉相談活動や**ケアマネジメント***2に取り組んでいきます。

- 今後、県社協が運営する施設・事業所等においては、小地域での住民が主体となつての継続的な生活支援活動、ネットワーク活動、ボランティア活動等について、その必要性を認識し、市町村社協とともに取り組むことを通じて、圏域の地域福祉の推進に努めていきます。

◆ 補論 『施設にとって地域福祉とは』 ◆

地域福祉には、その地域の住民が、「ここに施設があるから私たちは安心」と感じてもらえるような経営や工夫、仕組み、という面もあります。施設に対して、「限定的な人が利用するところ」というイメージのままでは、地域の中で信頼関係は生まれません。

定期的に施設を地域住民に公開したり、施設内で介護教室や、福祉制度について学ぶ講座などを住民対象に開いたり、ボランティア、実習生（最近、小・中学生の職場体験も増えています）を快く受け入れ、災害時には、入居している利用者だけでなく、地域に住んでいる全ての方々の拠りどころとなるような役割を持つことも大切な視点です。地域には町内会もありま

すので、法人として加入し、地域で行われる防災訓練などへ職員が参加し、町内会の役員や民生委員と顔見知りになる。こういった地道な努力が、地域への信頼へとつながり、ひいては施設の安定した経営に資することとなります。施設と地域の人たち間で交流があれば、やがてその施設で提供されるサービスが必要になったときは、真っ先に選んでもらえるでしょう。施設は入居者と職員のためだけのものではなく、地域全体のものである、という意識が持てるかどうか。地域から信頼され、なくてはならない施設と感じてもらえるような施設運営が期待されています。

らせる地域づくりを推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 地域福祉サービスセンターへの地域福祉コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 各地域福祉サービスセンターへ地域福祉コーディネーターを配置 ①配置に係る検討 ②コーディネーターのモデル配置および検証 ③各地へのコーディネーター配置 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域福祉サービスセンターへ地域福祉コーディネーターを配置 	<ul style="list-style-type: none"> 配置に係る検討 コーディネーターのモデル配置及び検証 各地域福祉サービスセンターへのコーディネーターの配置
2 地域住民に対する「サービス事業所機能」の提供・活用(場所の提供, 職員の派遣)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社協が支援するボランティアの活動場所として施設・事業所を提供 フリースペースの設置による地域との交流 福祉講習会の企画・介護講習・キャップハンディ体験 災害時における一時避難所の検討・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な生活課題に応えるために、地域福祉サービスセンターを、住民に開放し、住民の立場から、住民と行政、専門機関の間をつなぎ良好な関係を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティア活動の把握, 情報交換 フリースペースの運営 地域ニーズに応じた講習会等の企画と実施 一時避難所の設置運営
3 災害発生時の職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に職員を現地の社協・施設・事業所等へ派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に職員を現地の社協施設・事業所等へ派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 職員派遣

※ 1. 地域福祉サービスセンター

施設・事業所の運営と各種事業を一体的に行い、高齢者・障害児者等の地域生活支援等に取り組む県社協の機関。

※ 2. ケアマネジメント

高齢者や障害者等の社会生活上でのニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつけること。

1	県中央地域福祉サービスセンター	〒 981-3213 仙台市泉区南中山 5-2-1
	福祉型障害児入所施設「宮城県啓佑学園」、障害者支援施設「宮城県第2啓佑学園」、宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」、地域支援センター「しんぼし」	
2	仙台北地域福祉サービスセンター	〒 981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢 21
	在宅心身障害者保養施設「七ツ森希望の家」、地域支援センター「ぱれっと」	
3	仙台西地域福祉サービスセンター	〒 982-0215 仙台市太白区旗立 2-3-1
	救護施設「太白荘」、地域支援センター「はたたて」	
4	仙台南地域福祉サービスセンター	〒 989-2427 岩沼市里の杜 3-5-22
	障害福祉サービス事業所「岩沼市障害者地域就労支援センター ひまわりホーム」、地域活動支援センター「岩沼市障害者地域活動支援センター やすらぎの里」、岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設「トレーニングホームたてした」、地域支援センター「いわぬま」	
5	なごみなの里地域福祉サービスセンター	〒 981-3623 黒川郡大和町小野字前沢 1
	特別養護老人ホーム「和風園」、養護老人ホーム「偕楽園」、地域支援センター「なごみな」	
6	県北地域福祉サービスセンター	〒 989-6117 大崎市古川旭 5-7-21
	障害福祉サービス事業所「宮城県援護寮」、地域支援センター「ほほえみ」	

【現状と課題】

- 社会福祉法人には、社会福祉法に規定される社会福祉事業を担うだけでなく、多様なニーズに応え、制度の挟間も含めた柔軟な支援を行う役割が期待されています。そのため安定した持続的な施設経営に努めることが求められます。
- 社会福祉法人会計基準の改正を踏まえて、新基準に基づく効率的で透明性のある会計処理を目指す必要があります。県社協では、社会福祉法人に対する財務・経理・税務、人事・労務、法務等の個別相談や研修などを通じて広範な分野にわたり、法制度の改正等に即応した経営支援を実施しています。
- また県社協では、宮城県なごみの会（里親会）※1などを支援するとともに、業種別協議会の課題の解決に向けた研修会を各団体と協働で開催しています。これらの支援については、今後とも継続していくことが求められています。
- 社会的養護に関する施策については、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、発達障害等、何らかの障害のある子ども、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の母子などへの支援を行う施策へとその役割が変化しています。児童虐待やDVが事件化することが少なくない中において、社会的養護の施策に期待される新しい役割・機能への対応は遅れているのが現状です。

【目指すべき方向】

- 社会福祉事業を経営する各種法人・事業所等の相談に適切、的確に応じることを通して、県内の福祉サービスの質の一層の向上を目指します。
- 高齢者及びその家族が抱える法律、医療、保健福祉等に関する様々な心配や、悩み事、健康づくり等に対する相談に応じるとともに、市町村等の相談機関と協力連携し、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ります。
- 社会的養護の下で育つ子ども達やそこから育っていった人たちが、暮らしやすい地域づくりを進めていく観点から、地域福祉サービスセンター等でのイベントや広報紙を使った啓発を行い、社会的な支援の充実と社会的養護に関する理解の促進を図ります。

【県社協総合相談センターでの相談受付】

相談種別	相談員	相談内容	
相談受付	センター相談員	相談の予約受付 情報提供	月曜から金曜日 9:00~17:00
法律相談	弁護士	相続、財産、扶養、土地、契約などの法律についての相談	毎月第1~3金曜日 13:30~15:30
医療相談 (認知症)	精神科医	精神面や認知症などについての悩み、予防や治療についての相談	毎月第4木曜日 13:30~15:30
保健・介護相談	保健師等	日常生活の健康管理や家庭介護、介護用品、介護の仕方などの相談	月曜から金曜日 9:00~17:00

らせる地域づくりを推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 地域住民のための 相談体制整備及び 相談窓口の広報	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談センターの運営等、相談体制の整備 ①県社協及び県内の福祉関係相談機関リストの作成 ②福祉施設や関係機関とのネットワークづくり ③相談内容の統計資料作成及び相談事例の紹介 ④担当者用ガイドブックの作成 ⑤相談窓口担当者連絡会の開催 相談窓口での広報 ①ホームページやパンフレット、広報紙等による広報 ②地域の行事参加等を通じた紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の整備（総合相談センターのほか、県社協事務局及び地域福祉サービスセンターに窓口を設置） 相談窓口での広報 	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の整備・相談対応 担当者用ガイドブックの作成 相談窓口の広報 相談対応
2 県社協の施設、事業所及び、事業に関するサービス内容周知のための広報	<ul style="list-style-type: none"> 県社協の施設・事業所及び事業に関するサービス内容周知のための広報 	<ul style="list-style-type: none"> DVD やパンフレット等の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体の作成・配布
3 社会的な支援や社会的養護に関する理解の促進と広報	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県なごみの会 他との課題解決に向けた研修会の開催 理解促進に向けた地域福祉サービスセンターでのイベントの実施や広報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県なごみの会 他との研修会の開催 各地域福祉サービスセンターでのイベントの実施や広報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催 広報媒体による啓発 現状・課題の情報収集 共通テーマによる啓発活動
4 総合相談センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者及びその家族が抱える法律・医療・福祉等に関する相談に対応。 社会福祉施設経営相談の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者及びその家族等県民の福祉向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応

※ 1. 宮城県なごみの会（旧 宮城県里親会）

里親会は、里親同士の資質の向上を目的とした研修会やつながりを深めるレクレーションなどを開催して里親を支援する組織。

東日本大震災で両親や一人親を失った18歳未満の震災孤児は、岩手と宮城、福島で計240人。引き取り手のほとんどは親族。孤立しがちな親族に対し、震災前からの里親経験者が支援を行っている。

【現状と課題】

- 社会福祉基礎構造改革以降、日常生活自立支援事業^{※1}（平成11年の発足当時の名称は地域福祉権利擁護事業）、運営適正化委員会^{※2}の設置などが施策化され、福祉サービスの利用者の保護や利用者への情報提供など、公益性の高い事業が増えています。
- 県社協は、平成11年10月より日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者や知的・精神障害者等で判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を通じて、安心して地域生活を送ることができるための支援を行っています。
- 日常生活自立支援事業は、開始以来、契約者は延べ1000名を超え、周知されてきています。当該事業の利用者を見ますと、核家族化が進行する中で、特に単身世帯において悪質な消費者被害に遭いやすいという特徴が見られます。金銭管

理という生活全体を見渡すことのできるサービスを通じて、一人ひとりの生活を支えるためには成年後見制度の適切な利用を含め生活全般にわたる多様な支援が必要であることが明らかになり、こうした状況に対応する職員の資質向上や市町村社会福祉協議会等との実施体制の構築、地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関との連携がより一層求められています。

- 運営適正化委員会は、福祉サービスに関わる苦情について、その適切な解決を図るとともに日常生活自立支援事業の適切な運営を確保することを目的とした第三者的機関として、平成12年9月に県社協に設置され、運営されています。
- 福祉サービスの苦情内容は多岐にわたっていることから、解決に至るまでには様々な要因を考慮することが必要な事例もあります。利用者本位のサービスの実現に向けては、福祉サービス事業者の苦情解決体制の強化も必要となります。

地域福祉基礎構造改革と「地域福祉」

社会福祉基礎構造改革の基本理念と具体化

理念／サービス提供者と利用者の「対等な関係の構築」など

具体化

- ・福祉サービスの利用制度化、措置からサービスの選択
- ・利用者保護のための制度の創設、情報提供、サービスの利用援助
- ・社会福祉事業法の充実・活性化、社会福祉事業の範囲の充実
- ・地域福祉の推進

市町村を基盤とした地域福祉の推進

福祉の観点から地方自治の確立を推進していく営みであるといえます。

税財源をベースにした単なる給付・サービス提供の観点からの地域福祉を捉えるのではなく、住民の抱える生活課題の多様化、高度化、あるいは重層化に対応し、行政のみならず住民活動・NPO、あるいはコミュニティビジネスなども含め、地域経済やコミュニティの活性化といった観点からも地域福祉をとらえる必要性がたかまっています。

【目指すべき方向】

- 本会では、福祉サービス利用援助機能を確立し、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行う環境を整えます。
- 利用者の立場に立った支援が実現できるよう、対人援助の知識・技術の習得や消費者契約問題、法的問題等の研修を通じ、従事する職員の質の向上を目指します。
- 日常生活自立支援事業が利用者にとってより

身近な地域で地域福祉推進の一環として機能するとともに、成年後見制度^{※3}の利用が必要とされている方に対しては、その利用が一層促進されるよう、市町村社協との協働のもとに、これら事業・制度の実施体制の確立をめざします。

- 運営適正化委員会は、利用者、家族、福祉サービス事業所等に対して、幅広く苦情解決制度の周知を図るほか、研修会や巡回訪問等を実施し、苦情の解決の推進に努めます。

らせる地域づくりを推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5 年間の取り組み
1 日常生活自立支援事業等を通じた権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業の実施契約締結による金銭管理の援助及び福祉サービスの助言等を通じた世帯自立が図られる 法人内部相談窓口における相談対応を通じた支援のあり方の情報共有 日頃の福祉施設経営及び実施事業を通じた具体例による権利擁護の取組みに対する周知及び法人内部の意識高揚 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業の継続実施
2 運営適正化委員会事業による苦情解決の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 運営適正化委員会事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①運営適正化委員会の実施 ②各種研修会の開催 ③広報啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 運営適正化委員会事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 運営適正化委員会の継続実施

※ 1. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。実施主体は都道府県社協・政令指定都市社協。

【基本料金（平成 25 年 3 月）】

基本料金	1 カ月 / 700 円
サービス料金	30 分 / 500 円
お預かりサービス	1 カ月 / 300 円
サービス提供に係る旅費	お手伝いのための走行距離に応じた料金

※ 2. 運営適正化委員会

社会福祉法では、「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを定め（第 1 条）、社会福祉事業の経営者は、「提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」（第 82 条）ことになっている。そして各都道府県社会福祉協議会に、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護制度）の適切な運営の確保と、福祉サービスの苦情を適切に解決するために「運営適正化委員会」を置く（第 83 条）ことと定めている。

（出典：宮城県社協HP「運営適正化委員会とは」より）



※ 3. 成年後見制度

判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度。

（出典：公益社団法人成年後見センター リーガルサポートHP）

【現状と課題】

- 生活福祉資金貸付事業※1は、他制度の利用が困難な低所得・障害者・高齢者世帯に対する貸付制度として、市町村社協と民生委員等による相談支援を基盤とし、低所得世帯等の生活課題解決や自立支援を行う事業です。
- リーマンショックを契機とした景気悪化に対する緊急対策の一環として、平成21年度に生活福祉資金貸付制度の大規模な改正が実施されました。その他にも、低利での借入を希望する者の立場に沿った制度見直しなど、情勢の変化に即した改正が適宜行われています。生活福祉資金貸付事業は困窮世帯を支える重要な役割を果たしています。

さらに東日本大震災以降被災した世帯に対する特例貸付が実施され、貸付を受けた世帯に対しては、自立支援を前提とした継続的で一層極め細やかな対応が求められることとなり、市町村社協及び県社協の相談支援体制の整備とそのための人員の確保が重要な課題となっています。

【目指すべき方向】

- 経済的困窮者への自立支援について、市町村社協及び民生委員と連携し、生活福祉資金の貸付により経済的自立を図るとともに、相談対応等により生活意欲の助長及び社会参加を促します。
- 生活福祉資金貸付事業に関する相談員等の配置に要する財源の確保について、国、県等に対して要望して相談員を確保し、相談支援を継続的に行います。
- 平成19年8月に中国帰国者支援事業※2が開始され、中国帰国者1世・2世・3世に対する社会的自立に向けた総合的支援として、日本語学習支援・生活相談・就労支援・地域支援交流事業の新たな拠点となるセンターが設置されました。
- 帰国者1世は高齢化し、独居者や介護サービスを必要とする者が増加しているため、電話相談や交流会の実施により引きこもり防止に努めています。また自治体や関係機関の協力を得て生活実態調査を実施しました。
- 県社協では、自ら経営する施設や指定管理者制度※3に基づき運営する施設で、地域における在宅生活が困難な方に対する施設サービスを通じた生活支援を推進していますが、社会福祉基礎構造改革以降、在宅福祉サービスが志向される政策動向のなかにはセーフティネット機能の一層の充実が求められています。
- 中国帰国者等が地域において安心していきいきと暮らせるように、日本語学習や交流会等により自立に向けての支援を行うとともに、町内会行事への参加促進や中国帰国者のためにサロン活動を実施し、地域での支援体制の充実を図ります。
- 地域において安心かつ安全な施設サービスを提供するとともに、就労支援の推進、グループホーム・ケアホーム※4の利用を通じた生活支援を継続して行います。

らせる地域づくりを推進します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5 力年の取り組み
1 生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 貸付を検討している世帯に対し、ホームページ又はパンフレット等を通じ制度をPR 市町村社協における円滑な相談業務により速やかな貸付の実施 相談業務が円滑に実施できるよう相談員体制の継続について県へ要望 相談員の資質向上のための研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯が貸付と併せて、民生委員及び市町村社協からの継続した相談支援、見守りにより生計維持及び貸付後の世帯自立が可能となること。 	 <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金貸付事業の継続実施
2 東北圏域の中国帰国者等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 中国帰国者支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中国帰国者支援事業の実施 	 <ul style="list-style-type: none"> 中国帰国者支援事業の継続実施
3 地域における在宅生活が困難な者に対する施設サービスを通じた生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県社協が経営する施設や指定管理者制度に基づく施設における生活支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県社協施設での生活支援の実施 	 <ul style="list-style-type: none"> 県社協施設での生活支援の継続実施

※ 1. 生活福祉資金貸付事業

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施。(出典：全社協HP生活福祉資金について)

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省発社援 0728 第 9 号「生活福祉資金の貸付について」を根拠とし、「生活福祉資金貸付制度要綱」、「生活福祉資金運営要領」に基づき運営されている。



東日本大震災により被災した世帯に対する生活福祉資金貸付(福祉資金 [緊急小口資金]) の特例について(実施期間：平成 23 年 3 月 27 日～5 月 10 日)、貸付件数及び貸付金額について以下のとおり。

	貸付件数	貸付金額
合 計	40,252 件	5,682,222,000 円

(平成 25 年 3 月 11 日まとめ)

※ 2. 中国帰国者支援事業

宮城県社会福祉協議会が厚生労働省の委託を受け「東北中国帰国者支援・交流センター」を平成 19 年 8 月に仙台市内に開設。中国帰国者の社会的自立を目的に日本語学習支援、相談・交流事業を実施。

※ 3. 指定管理者制度

公の施設の管理権限を指定管理者に委任し、条例の定めにより使用許可についても管理権限の一環として行わせること。(宮城県HP「指定管理者制度とは」より)

※ 4. グループホーム・ケアホーム

グループホームは、認知症などの高齢者や障害者が一般の住宅で地域社会に溶け込みながら生活する施設。介護保険上では在宅サービスに位置づけられる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)において「共同生活介護」をケアホーム、「共同生活援助」をグループホームと称する。

5 各種団体及び社会福祉法人が実施する福祉活動の支援・協働します。

施策の方向性

1

各種団体との連携・協働

【現状と課題】

- 県社協では創設以来、「宮城県民生委員児童委員協議会」や「宮城県老人福祉施設協議会」等、業種別協議会の事務局機能を受託し、連携を図ってきました。しかし、より発展的な関係性を築くことを目的に、平成17年度移行は、事務局機能が整っていない一部の団体事務受託のみを担っていますが、各団体（各協議会等）との関係が年々薄くなり、各業種別の会員施設等が抱える現状や課題を把握する機会も減っています。
- 平成23年3月に起きた東日本大震災の際には、情報収集や支援等の初動対応およびその後

の復旧復興支援においても、平時からのいわゆる顔の見える関係が構築されていないことも要因となって、ほとんどの業種別協議会の状況を把握することができず、また必要な連携も取れないという課題が残りました。

- 今回、本計画を策定するにあたり、改めて業種別協議会を訪問して現状や課題についての聴取や業種別協議会との情報交換会を開催しましたが、引き続き業種別協議会との関係の再構築に努めることが求められています。

【目指すべき方向】

- 東日本大震災後、改めて日頃から顔の見える関係を築くことが大切であるとの認識に立って、その関係の再構築に努めます。
- 具体的には、団体支援窓口の設置、種別を越えた情報交換会の開催、定期訪問の実施、事業協働を行うこと等を積み重ね、必要に応じて関係種別の共通の課題を国・県・全社協への要望や提言として取りまとめます。
- 本会に集まってくる福祉情報や各種別の施設の現状などをホームページに掲載する等、情報発信に努めます。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5 力年の取り組み
1 各業種別協議会・NPO・団体等との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・協働計画の作成・協働事業の実施 ・団体と協働する窓口の設置 ・業種別協議会連絡会（仮称）の開催（協働計画と災害時に備えたネットワークのあり方検討等） ・定期訪問の実施 ・各種研修会の実施（職種別研修・階層別研修） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業の実施 ・団体と協働する窓口の設置 ・種別協議会（仮称）の開催 ・定期訪問の実施 ・各種研修会の実施（職種別研修・階層別研修） 	
2 要望・提言活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・要望・提言の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望・提言活動の取りまとめ 	
3 福祉情報の収集及び発信	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報の収集 ・ホームページ等による福祉情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報の収集 ・ホームページ等による福祉情報の発信 	



より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します

施策の方向性

1

職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化

【現状と課題】

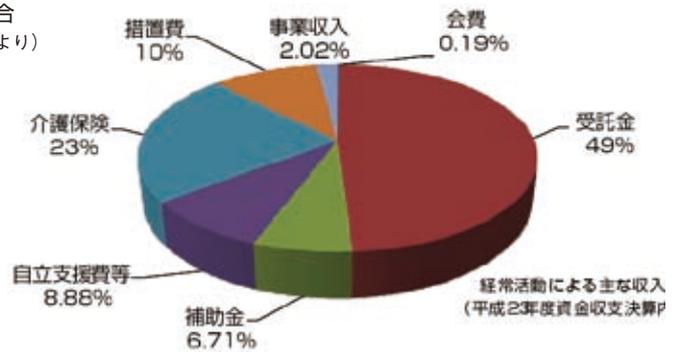
- 社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、住民の参加を基本とし、社会福祉関係者をはじめとする幅広い分野の関係者の参加に支えられ、行政の支援を受けている地域の公益的・自立的組織です。
県社協が行う事業として、「市町村社協の相互の連絡及び事業の調整」や「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修」、「社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言」等が定められています。
- 県社協は、市町村社協の支援という役割のほかにも、指定管理者制度による障害者施設の受託運営や高齢者施設の経営、元気高齢者対策の

事業など、様々な事業を行っており、専門性や公益性、広域性が求められます。

そのため、多種多様な事業を県内全域において継続的に行うことが求められており、組織体制の適宜見直し、人材育成・研究機能の強化、自主財源の確保など、安定した運営基盤の整備が必要となっています。

- 現在の県社協の収入は、受託金収入、介護保険収入、自立支援費等収入、措置費収入、補助金収入などであり、経費削減を図りながら事業を効率的に展開する必要があります。会費収入等をはじめとした自主財源の確保は、従前からの課題となっています。(グラフ参照)

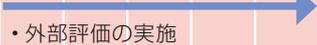
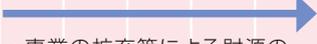
経常活動による主な収入の割合
(平成23年度資金収支決算内訳より)



【目指すべき方向性】

- 県社協は、地域の福祉ニーズに基づき公益性の高い事業を実施していることから、事業を実効あるものとするためには、市町村社協や各種団体、施設利用者や県民などと、これまで以上の連携強化が欠かせません。
自主財源の確保に努めながら、国や県からの補助事業、介護保険法に基づく事業などを適正な規模で実施し、経営基盤の安定・強化を図ります。また、会員サービスの向上を図るため、自主事業を積極的に展開していきます。さらに、未加入施設、団体の加入促進を図り、会員数の増加をめざします。
- 各事業の質的充実と量的拡充を図るとともに、宮城県ボランティア・市民活動振興基金や社会福祉振興基金の効率的な運用を図り、自主財源の確保を目指します。
- 今後、外部評価を導入して事業の成果などを客観的に測定し、法人運営の透明性を高めるとともに、PDCAサイクル※¹により事業の定期的な見直しに努めます。

- 人材育成基本方針により、専門性の高い職員養成に努め、他組織との職員交換など行ない、職員の育成を図ります。
- 県社協は宮城県内における地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。また、障害者支援施設や老人福祉施設、保護施設などの社会福祉施設を運営するほか、元気高齢者のいきがづくりを応援するなど、福祉における幅広い事業を展開しています。資格取得などのキャリア形成と連動して研修や適切な人事異動によるアフターフォロー等の充実を通じて職員を育成し、併せて組織全体として企画立案機能を強化します。

推進事業	具体的活動展開	到達目標	5カ年の取り組み
1 市町村社協等関係機関との信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 県社協と市町村社協間での人事交流の実施 県社協と市町村社協による会長会議、事務局長会議、地域福祉担当者会議の開催（再掲） 種別協連絡会（仮称）の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 県社協と市町村社協間での人事交流の実施 県社協と市町村社協による会長会議、事務局長会議、地域福祉担当者会議の開催（再掲） 種別協連絡会（仮称）の開催 	 <ul style="list-style-type: none"> 人事交流の継続実施 階層別会議の開催（再掲） 種別協連絡会の開催
2 職員の専門性及び組織の企画立案機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成の基本方針に基づく研修の実施 組織全体の企画立案機能の強化（外部講師の招へい等） 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成の基本方針に基づく研修の実施 組織全体の企画立案機能の強化 	 <ul style="list-style-type: none"> 人材育成研修の継続実施 企画立案機能の強化
3 外部評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の実施 PDCA サイクルによる見直しと改善 	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の実施 PDCA サイクルによる見直しと改善 	 <ul style="list-style-type: none"> 外部評価の実施 PDCA サイクルによる見直しと改善
4 経営基盤の安定・強化	<ul style="list-style-type: none"> 事業の質的充実と量的拡充による財源の確保 福祉振興基金及びボランティア基金等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の質的充実と量的拡充による財源の確保 福祉振興基金及びボランティア基金等の活用 	 <ul style="list-style-type: none"> 事業の拡充等による財源の確保 各種基金等の活用

※ 1. PDCAサイクル

業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつであり、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくもの。

V 施策の方向性ごとの5か年の取り組み (現状と課題、目指すべき方向性)

基本目標	施策の方向性	推進事業	担当部署
1 住民主体のまちづくりを進める市町村社協との連携・協働を図り、地域福祉を推進します			
(1) 地域福祉活動の推進			
		市町村社協地域福祉活動計画策定の支援	地域福祉課
		市町村社協の小地域福祉活動の活性化	地域福祉課
		コミュニティソーシャルワーカー育成	地域福祉課
		民生委員児童委員活動の支援	地域福祉課
(2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの構築			
		市町村社協へのソーシャルワーク・アドバイザー派遣	地域福祉課
		市町村社協役員研修の実施	地域福祉課、研修課
		法人運営相談、情報提供の実施	総合相談課
		社協が連携する会議の開催	地域福祉課
(3) 東日本大震災に係る復興支援			
		被災地の社会福祉協議会支援	震災復興支援局
		災害ボランティアセンター運営の検証と手引きの作成	震災復興支援局、地域福祉課
		地域コミュニティの再生	震災復興支援局、地域福祉課
		宮城県全体での情報共有・発信	震災復興支援局
(4) 地域活動の推進に係る情報発信			
		福祉情報の発信と社会福祉に関する理念の普及啓発	総務課、企画・財務課 総合相談課、地域福祉課
2 多様なボランティア活動や市民活動が、地域でいきいきと展開できるよう支援します。			
(1) 多様なボランティア活動や市民活動への支援を強化			
		市町村社協 VC 機能の活性化	地域福祉課
		ボランティア団体・中間支援組織等との連携・協働	地域福祉課
		災害ボランティアに係る体制の整備	地域福祉課
		みやぎボランティア総合センター運営の充実	地域福祉課
(2) 地域活動を推進・支援する人材育成			
		地域福祉活動推進者の育成	地域福祉課
		ボランティアコーディネーターの育成	地域福祉課
		ボランティア活動推進のための調査及び研究	地域福祉課
		地域福祉推進者間の連携・協働を推進	地域福祉課
		元気高齢者への社会参加を支援	いきがい健康課
(3) 福祉教育の推進			
		地域住民に対する福祉教育の推進	地域福祉課

基本目標	施策の方向性	推進事業	担当部署
3	質の高い福祉サービスを支える専門性を備えた人材の育成確保を図ります。	(1) 福祉に係る人材の専門性を高める研修や資格取得のための研修の企画及び実施	
		社会福祉情勢を反映したテーマによる自主研修の実施	研修課
		社会福祉従事者向け研修の実施	研修課
		資格取得等のための研修の実施	研修課
		(2) 幅広い人材確保の企画及び実施	
		福祉人材センターの運営による幅広い福祉人材の確保	総合相談課
		福祉・介護人材のマッチング支援による人材確保と定着支援	総合相談課
		(3) 福祉事業者への経営支援の実施	
		施設経営相談事業による事業者支援	総合相談課
		福祉サービス第三者評価の実施	総合相談課
宮城県福祉人材センターによる事業者支援	総合相談課		
4	県民の福祉ニーズに即した福祉サービスを提供し、住民やサービス利用者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	(1) 県社協が運営する施設及び事業所での地域福祉機能の強化	
		地域福祉サービスセンターへの地域福祉コーディネーターの配置	施設管理課、地域福祉課
		地域住民に対する「サービス事業所の機能」の提供・活用	施設管理課、地域福祉課
		災害発生時の職員の派遣	総務課、施設管理課、地域福祉課
		(2) 福祉サービス利用の広報啓発・相談	
		地域住民のための相談体制整備及び相談窓口の広報	総合相談課、地域福祉課
		県社協の施設、事業所及び、事業に関するサービス内容周知のための広報	企画・財務課、施設管理課
		社会的な支援や社会的養護に関する理解の促進と広報	地域福祉課
		総合相談センターの運営	総合相談課
		(3) 権利擁護の推進	
		日常生活自立支援事業を通じた権利擁護の推進	生活支援課
		運営適正化委員会の事業による苦情解決の体制整備	運営適正化委員会
		(4) セーフティネット機能の充実・強化	
		生活福祉資金貸付事業の実施による生活困窮者等の自立に向けた取り組み	生活支援課
		東北圏域の中国帰国者等の支援	中国帰国者支援・交流センター
		地域における在宅生活が困難な者に対する施設サービスを通じた生活支援の推進	企画・財務課、施設管理課
		5	各種団体及び社会福祉法人が実施している福祉活動を協働して支援します。
各種別協議会・NPO団体などとの協働	地域福祉課		
要望・提言活動の実施	企画・財務課		
福祉情報の収集および発信	企画・財務課		
6	より信頼される県社協を目指し、組織基盤を強化します。	(1) 職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化	
		市町村社協等関係機関との信頼関係の構築	総務課、地域福祉課
		職員の専門性及び組織の企画立案機能の強化	総務課、研修課
		外部評価の実施	総務課、地域福祉課
		経営基盤の安定・強化	総務課、企画・財務課、地域福祉課、施設管理課

VI 宮城県社会福祉協議会の可能性と 重点的取り組み

1 県社協の可能性

県社協は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的として設置されている団体であり、市町村を越えた県全域を対象とし、広域的な見地から社会福祉事業の企画・運営、地域福祉活動への住民参加の促進などを図ってきました。

平成17年の宮城県福祉事業団、宮城いきいき財団との統合後は、福祉施設の経営も担い、県民に対する直接的な福祉サービスの担い手ともなりました。

現在の県社協は、従来から県の地域福祉を担ってきたという経験に加え、県内数カ所に設置されている福祉施設と福祉サービスに関する専門性が高い人材を有する総合的な福祉機関

(28ページ参照)となったとすることができます。

地域福祉の推進にあたっては、県民に身近な立場で事業を展開する市町村社協の役割が重要であり、県社協としては市町村社協に対する支援の一層の強化が求められています。

県社協では地域福祉に取り組んできた経験と統合により得た施設と人材を活かし、福祉施設と事業所・各種事業が一体的に高齢者や障害児者の地域生活を支援している地域福祉サービスセンター(県内6カ所)を活用しながら、専門的・広域的な見地から市町村社協が行う取組みを支援し、ともに地域福祉を推進します。

2 宮城県社協の今後5年間の重点的取り組み

県社協では、地域福祉を推進するために本計画に基づき行う事業の中で、重点的に行う取組みを以下のとおりとします。

1 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の育成(人づくり)。

市町村社協・NPO等と連携しながらCSWの育成を強化し、その仕事・役割を明確にしながら地域ニーズの把握と解決に結びつける。

2 市町村社協との連携(仕組み、ネットワーク)

市町村社協会長会(仮称)の組織化など、ネットワークを通じて社協事業に関する諸課題を整理し、社会福祉の充実を図ります。

3 各種別団体との連携

東日本大震災後の被災地支援活動で学んだ教訓を活かし、県社協内に窓口(担当)の設置に努めます。

4 東日本大震災に関わる復興支援(まちづくり)

市町村社協やNPO法人等の様々な団体と共に新しいコミュニティの再生を目指し、従来からの地域の関わりも大切にしながら小地域福祉活動を推進します。

3 地域福祉推進計画の進行管理と広報

■ 本計画の進捗状況については、策定に携わった策定委員会および本会ワーキンググループを点検・評価する基本的枠組みとして、結果を公表するとともに、進捗状況を確認し必要な見直しをおこなっていきます。

■ 本計画の普及・促進を図るために、各種会議開催の際に説明するとともに、必要な場合には、市町村社協やNPO法人、業種別協議会等に出向き説明します。併せて、多くの住民が理解できるよう、ホームページや広報誌等でより一層の周知を図ります。

Ⅶ 資料

宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定事業 実施要綱

1 趣旨

県内の社会福祉をめぐる情勢は、高齢化や少子化が急速に進展し、一人暮らし高齢者の増加、児童虐待の増加等、様々な課題が増えている。

基本的な福祉ニーズを公的な福祉サービスで対応することとし、今後も福祉施策の充実を図ることが求められている。しかし、一人暮らし高齢者や障害者等の日常生活において公的な福祉サービスでは対応できない生活課題や、要支援・要介護にならない軽度障害の人々の支援等、既存のシステムでは対応できない問題も増えている。

これらの課題を解決していくには、住民同士の助け合い・支えあいによって地域での自立した生活を支援していく「地域福祉」の取り組みを増やしていくことがますます必要となっている。

宮城県社会福祉協議会では、近年の社会経済情勢の変化や、それに伴う新たな課題に対応し、計画的・総合的に地域福祉の推進を図るため、これから地域福祉活動の基本となる「宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画」を策定することになった。

2 事業の名称

宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定事業

3 実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

4 策定期間

平成24年6月1日から平成25年3月31日まで

5 策定委員会等

別に定める「宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定委員会等設置要綱」に基づき地域福祉推進計画策定委員会と地域福祉推進計画策定ワーキンググループを設置する。

6 内容

宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画を策定するため次の事業を実施する。

- (1) 地域福祉推進計画策定委員会の設置・運営
- (2) 地域福祉推進計画策定ワーキンググループの設置・運営
- (3) ニーズ把握のための各種調査

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定事業

策定委員会等設置要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県の地域福祉の推進と市町村社協の地域福祉活動の推進を図るため、宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画策定に関する実施要綱に基づき、社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）地域福祉推進計画策定委員会等設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会等の設置)

第2条 本会 地域福祉推進計画（以下「**地域福祉推進計画**」という。）を策定するために地域福祉推進計画策定委員会（以下「**策定委員会**」という。）、地域福祉推進計画策定ワーキンググループ（以下「**ワーキンググループ**」という。）を設置する。

第2章 策定委員会

(策定委員会委員)

第3条 策定委員会は、委員18名以内をもって構成する。

2 委員は、福祉団体、行政、福祉関係機関、保健機関、地域団体、学識経験者及び市町村社協の中から宮城県社会福祉協議会会長が委嘱する。

3 委員が公務その他やむを得ない事由により会議に出席することができない場合は、当該委員の属する団体等から代理出席させることができる。

(任務)

第4条 策定委員会は、本会会長から諮問された次の事項を調査、審議する。

(1) 地域福祉推進計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題、課題の整理及び分析に関すること。

(2) 地域福祉推進計画(案)の策定に関すること。

(3) その他、策定委員会において必要と認められた事項に関すること。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名をおくものとし、委員の互選によって選出する。

(会議)

第6条 会議は委員長が必要に応じて招集し、会議の議長は委員長を以て充てる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、関係する事項等の意見もしくは、説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、地域福祉推進計画が答申されるまでとする。

第3章 地域福祉推進計画策定ワーキンググループ

(ワーキンググループ部会員)

第9条 ワーキンググループは、18名以内とし、次に掲げるものを以て構成する。

- (1) 法人内各施設長が推薦する職員
 - (2) 法人事務局内各部長が推薦する職員
- 2 部会員がやむを得ない事由により会議に出席することができない場合は、当該委員の属する団体等から代理出席させることができる。

(ワーキンググループの任務)

第10条 ワーキンググループは、地域福祉推進計画策定に伴い、地域福祉推進計画策定委員会等において協議された事案等について整理または提案することを主な任務とする。

(部会長および副部会長)

第11条 ワーキンググループの部会長1名(法人事務局長が指名する。)副部会長1名(部会長が指名する。)をおくものとする。

第4章 事務局

(庶務)

第15条 委員長の庶務は、本会地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は策定委員会およびワーキンググループ等において別途定める。

(会議)

第12条 会議は部会長が策定委員会終了後または必要に応じて招集し、会議の議長は部会長を以て充てる。

(意見の聴取)

第13条 部会長が必要と認めるときは部会員以外の者に出席を求め、関係する事項等の意見もしくは、説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第14条 ワーキンググループの設置期間は、地域福祉推進計画が答申されるまでとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

「地域福祉推進計画」策定委員会

宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定委員会等設置要綱第2条にもとづく

「地域福祉推進計画」策定委員会

	構成	所属	職名	氏名
1	委員長	東北学院大学 経済学部	教授	アベ シゲキ 阿部 重樹
2	副委員長	(社福) 塩釜市社会福祉協議会 全社協地域福祉推進委員 宮城県委員	常務理事 兼 事務局長	コンノ ヨシアキ 今野 吉晃
3	委員	(社福) 登米市社会福祉協議会	課長	ササキ エイチ 佐々木 栄一
4	委員	(社福) 七ヶ浜町社会福祉協議会	福祉活動専門員	オノ サトシ 小野 哲
5	委員	(社福) 柴田町社会福祉協議会	主任	イナリ トモヤス 稲荷 智康
6	委員	宮城県民生委員児童委員協議会	副会長	オハラ ノリコ 小原 賀子
7	委員	宮城県老人福祉施設協議会	副会長	ヨシキ フミコ 吉城 二三子
8	委員	宮城県知的障害者福祉協会	会長	コイケ エイチ 小池 英一
9	委員	仙台市児童養護施設協議会	会長	スズキ シゲヨシ 鈴木 重良
10	委員	宮城県福祉施設経営者協議会	副会長	カナモリ ヨリオ 金森 従雄
11	委員	NPO 法人 ゆうあんどあい	代表	ワタナベ ショウコ 渡辺 祥子
12	委員	NPO 法人 せんだいみやぎ NPO センター	事務局長	イトウ ヒロコ 伊藤 浩子
13	委員	みやぎ生活協同組合	理事	ニシノ さかえ 西野 さかえ
14	委員	地域社会デザイン・ラボ	代表	エンドウ チエ 遠藤 智栄
15	委員	宮城県保健福祉部社会福祉課	課長	カワナ カズヒコ 川名 一彦
	事務局	宮城県社会福祉協議会		

(平成 25 年 3 月末)

「地域福祉推進計画」策定委員会

宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定委員会等設置要綱第2条にもとづく
「地域福祉推進計画」策定ワーキンググループ

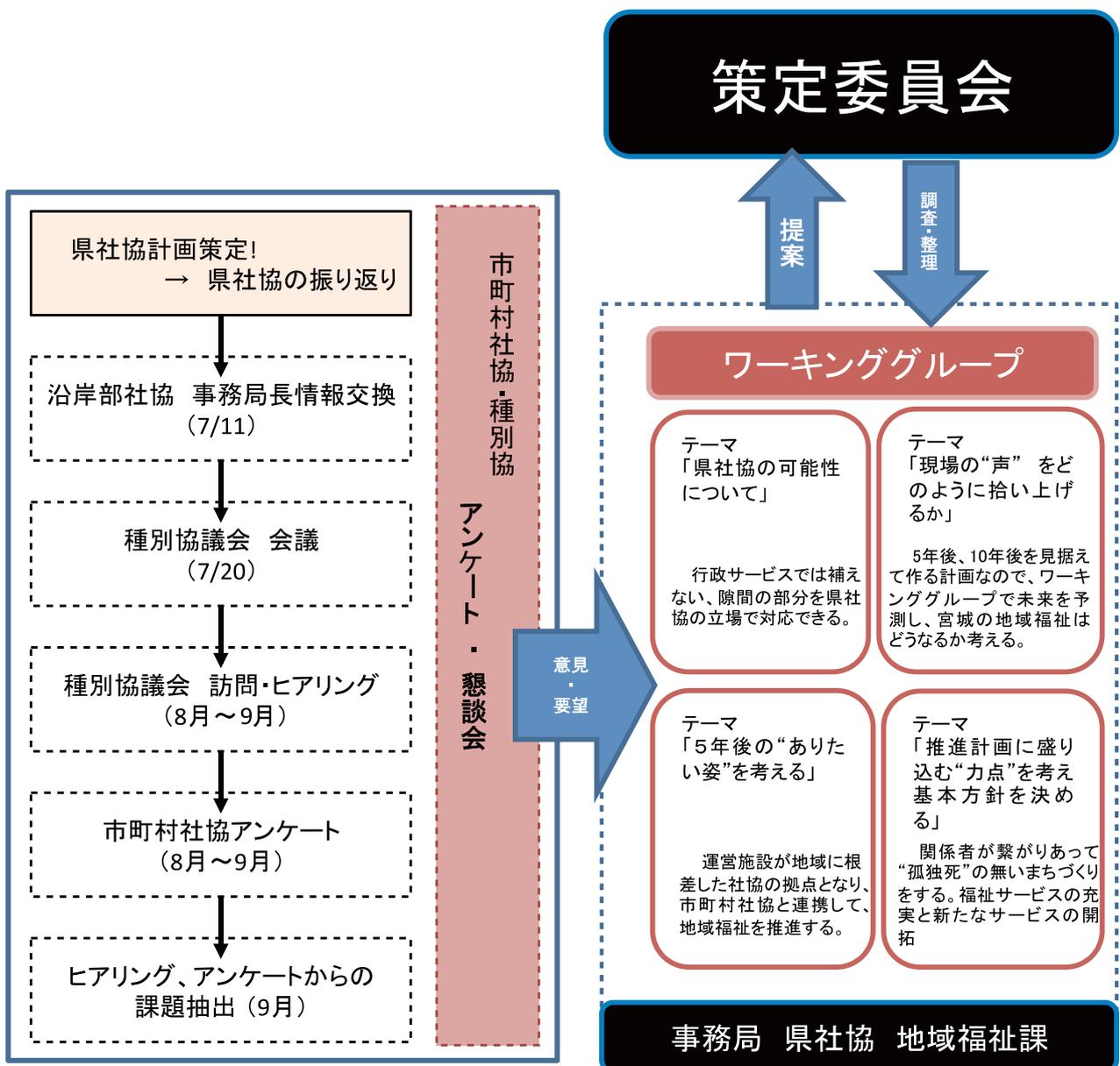
	構成	所属	職名	氏名
1	部会長	地域福祉部	部長	ナカガワ サカリ 中川 昌
2		宮城県船形コロニー（おおくら園）	副園長	サトウ コウジ 佐藤 浩二
3		県中央地域福祉サービスセンター	課長	カシマ トシヒロ 鹿嶋 俊彦
4		県北地域福祉サービスセンター	主任主査	スガワラ タカシ 菅原 隆寿
5		なごみなの里地域福祉サービスセンター	所長	アサノ ヤストモ 浅野 保智
6		仙台北地域福祉サービスセンター	主任主査	イワブチ ヒロノリ 岩渕 啓徳
7		仙台西地域福祉サービスセンター	課長	ミネギシ トヨコ 嶺岸 東子
8		仙台南地域福祉サービスセンター	副センター長	ササキ ケンイチ 佐々木 健一
9		県介護研修センター	主任主査	オオバ カオル 大場 薫
10		総務部総務課職員係	主事	オオトモ エイコ 大友 栄子
11		総務部企画財務課	副参事	ヤマグチ ヤスヒロ 山口 保広
12		総務部企画・財務課企画係	係長	スズキ ヒロユキ 鈴木 寛之
13		震災復興支援局	副参事	タカハシ ケンイチ 高橋 賢一
14		地域福祉部生活支援課	係長	サトウ ヒロキ 佐藤 大黃
15		地域福祉部総合相談課 人材センター	所長	キムラ ユキ 木村 有紀
16		地域福祉部地域福祉サポートセンター	所長	サトウ マナブ 佐藤 学
17		人材育成部研修課	課長	ヒラノ ヒロシ 平野 浩
18		人材育成部いきがい健康課	課長補佐	スガワラ ミガク 菅原 研
19	副部会長	地域福祉部地域福祉課	次長	タムラ タケノブ 田村 武暢
20		同	課長補佐	ニシヅカ クニヒロ 西塚 国彦
21		同	主事	スヅキ ナオミ 鈴木 直美
22		同 みやぎボランティア総合センター	所長	ミヤザキ カツコ 宮崎 克子
23		地域社会デザイン・ラボ	代表	エンドウ チエ 遠藤 智栄

(平成 25 年 3 月末)

計画の策定体制と経緯

県社協の地域福祉推進計画を策定するために

地域福祉推進計画策定委員会、地域福祉推進計画策定ワーキンググループを設置しました。



地域福祉推進（仮称）計画策定ワーキング・策定委員会 スケジュール

開催時期	策定委員会	ワーキング		
6 / 15 (金)		第1回 ワーキング ・ワーキングメンバー自己紹介 ・策定趣旨の確認 他 ・検討（ワーク） ①県社協施設から見た地域福祉 ②現場の声をどのように拾うか		
7 / 6 (金)		第2回 ワーキング ・第1回ワーキングの振り返り ・検討（ワーク） ①ヒアリング・アンケート項目づくり ②これからの10年の課題を予測する	ヒアリング	
8 / 17 (金)		第3回 ワーキング ・第2回 WG 振り返り ・ヒアリング、アンケートの実施について ・県社協事業所毎「対話の場」づくり (ワールドカフェ)	アンケート	実施先確認 (8/17)
8 / 23 (木)	第1回 策定委員会 ・ワーキング経過報告 ・県社協に期待することを聴取	↓ WG 各事業所でのワールドカフェ実施	送付 (8/24) ↓ 回収 (9/10 頃) 集計 (9月中)	訪問調査 (8/27 ~)
9 / 28 (金) 29 (土)		第4回 ワーキング ・ヒアリング、アンケートの分析 ・計画「骨子」づくり ・基本目標、推進項目の整理	↓ 分析 (9/21) 骨子に反映	↓ 回収 (9/14) 分析 (9/21) 骨子に反映
10 / 12 (金)	第2回 策定委員会 ・第1回策定委員会振り返り ・計画の「柱（骨子）」について			
10 / 24 (木)		第5回 ワーキング ・計画骨子の確認 ・推進項目毎の具体事業他の整理		
11 / 21 (水)		第6回 ワーキング ・骨子毎の分科会作業		
12 / 13 (金)	第3回 策定委員会 ・第2回策定委員会振り返り ・骨子案修正作業			
12 / 21 (金)		第7回 ワーキング ・骨子毎の分科会作業 ・推進計画素案策定作業 ・キャプション（案）の整理		
1 / 10 (木)		第8回 ワーキング ・文章の調整 ・「被災地の地域福祉活動指針」 との摺り合せ		
1 / 22 (火)	第4回 策定委員会 ・被災地の地域福祉活動指針について ・推進計画案の審議		法人格部、各施設事業計画に反映 (h25年度 ヒヤリング)	
2 / 6 (水)		第9回 ワーキング ・推進計画案校正作業 ※図表作成 ※見出しの整理		
3 / 26 (火) ~ 4 / 3 (水)		策定ワーキングメンバーでの確認作業 (3/26 ~ 4/3)		
4 / 9 (火)			4/9 ~ 4/21 県社協 HP で意見公募	
5 / 8 (水)	第5回 策定委員会 ・推進計画案の審議 ・公募意見の確認 審議内容・代替案の確認後、委員長・副委員長確認	↓ ワーキングメンバーへの送付・確認		
	答申	印刷業者選定、校正依頼 ↓ 県社協施設長、各部局長で内容確認		各社協 5月評議会、理事会で 報告（校正原稿使用）

該当箇所	修正意見・指摘事項等	修正理由等 (参考資料等)
基本目標 1 施策の方向性 1 地域福祉の推進	<p>地域福祉活動の実践にあたっては、主役である地域住民の他、児童生徒・民生委員・児童委員・社協職員などが取り組むことが記載されていますが、地域にあるNPOや他団体・生協などと連携して取り組む視点も記載する他、社協が果たす役割としてそうした他団体を育て、役割が発揮できるように支援し、支援の必要な方をつなぐなどのコーディネートの役割発揮することについても記載してください。また、コミュニティソーシャルワーカー育成にあたっては、同じ視点で取り組むようお願いします。</p>	
基本目標 2 施策の方向性 1 多様なボランティア活動や市民活動への支援強化	<p>NPOや中間支援組織との連携や協働を進め、情報交換会や連絡会を開催することが記載されていますが、地域福祉活動を担う団体間の連携は急務と思います。社協が主導し、こうした団体のネットワーク作りの推進に取り組むようお願いします。</p>	
基本目標 2 施策の方向性 3 福祉教育の推進	<p>企業の専門性を活かしたボランティア活動を本県の地域福祉推進および被災地支援に繋げると記載されていますが、どのような活動を行うのかについて具体的な記載をお願いします。</p>	
基本目標 4 施策の方向性 1 県社協が運営する施設・事業所で地域福祉機能強化	<p>地域福祉サービスセンターにおいて地域を総合的に支援する際の視点には、高齢者・障害児(者)だけでなく、子育て世代も盛り込んでいただくようお願いします。</p>	
基本目標 4 施策の方向性 2 福祉サービス利用の広報啓発・相談	<p>総合相談センターにおける相談は、その名の通り総合的に相談が受けられるように、高齢者やその家族だけでなく子育て世代や若い世代の相談の窓口とする視点も盛り込んでいただくようお願いします。</p>	
基本目標 4 施策の方向性 4 セーフティネット機能の充実・強化	<p>生活福祉資金は、生活保護受給手前のまさしくセーフティネットと思います。貸付条件なども含めた生活福祉資金のあり方の見直しも視点に加えていただいた上で、相談対応等による生活意欲の助長・社会参加の促進を目指すことについても記載してください。また、この制度のPRの際には、高齢者見守り協定を利用するなど、こうした制度を求めている方に情報が行き届けられるような活用の工夫を望みます。</p>	

該当箇所	修正意見・指摘事項等	修正理由等（参考資料等）
基本目標4 施策の方向性4 セーフティネット機能の 充実・強化	生活福祉資金は、生活保護受給手前のまさしくセーフティネットと思います。貸付条件なども含めた生活福祉資金のあり方の見直しも視点に加えていただいた上で、相談対応等による生活意欲の助長・社会参加の促進を目指すことについても記載してください。また、この制度のPRの際には、高齢者見守り協定を利用するなど、こうした制度を求めている方に情報が行き届けられるような活用の工夫を望みます。	
事業推進するための組織 基盤の許可	県社協は総合的な福祉機関であり、福祉領域の総合的な知識・経験を兼ね備え、いかなる職務も適切遂行できるものを県社協の求める職員とすることは理解できるが、それぞれの分野で全国でも研修講師等ができる各分野のスペシャリスト（専門家）を養成することも必要と思われる。	現在の県社協には、この分野の事は〇〇さんに聞けばすべてわかる等、特定の分野の専門家と言われる方がいないように感じます。すべての事をまんべんなくわかるという事は理想だとは思いますが、現実的にはかなり難しいことだと思います。
Ⅵ宮城県社協の可能性 と重点的取組み 2、宮城県社協の今後5 年間の重点的な役割	東日本大震災に関わる復興支援（まちづくり）として、市町村社協と共にした小地域福祉活動が記載されていますが、社協だけの取組みではなく、様々な団体・NPOとの連携において捉える必要があると考えます。そうした団体との連携した活動についても、ぜひ視点に加えていただくようお願いします。	
	コミュニティソーシャルワーカーの育成を通じて地域課題の解決に結びつけるのが目的であることが解るような表記をすることが肝要です。	市町村社協・NPO等と連携しながらCSW育成し、その仕事・役割を明確にしながら地域ニーズの把握と解決に結びつける…等
地域福祉推進計画の広 報と進捗状況の公表に ついて	地域福祉推進計画の実施は、地域住民の生活の安全・安心にとって大切なことで、多くの住民が理解できるように広報を強める必要があると思います。計画の中に、告知方法等を記載し、参加対象者を増やすなどの取組みを加えると同時に、年度ごとの進捗状況を公表する仕組みの構築をお願いします。	

社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会

宮城県仙台市青葉区上杉 1-2-3

TEL.022-225-8476

URL <http://www.miyagi-sfk.net/>